

令04原機（科保）042
令和4年4月26日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請します。

原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。なお、変更内容の詳細は別添に示す。

1. 変更の内容

(1) STACY運転再開に伴う変更

- 1) 臨界技術第1課長の職務の見直し(第1編第7条及び別表第3)
- 2) 管理する記録の見直し(第1編別表第6)
- 3) 原子炉運転に必要な事項(新規制基準適合に係る事項を含む。)の追加(第2編第38条、第11編第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第7条の2、第9条、第9条の3、第10条、第11条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の4、第27条の2、第27条の3、第31条、第34条、第35条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第43条、別表第1、別表第2、別表第5、別表第6、別表第8、別表第10、別表第15の3、別表第18、別図第3、別図第4及び別図第5)
- 4) 実験設備に係る定義を追加(第11編第1条)
- 5) 適用範囲を削除(第11編第1条の2)

(2) TCA施設使用済棒状燃料移管に伴う変更

- 1) 臨界技術第1課長の職務の見直し(第1編第7条)
- 2) TCA施設から引き渡された燃料の定義を追加(第11編第1条)
- 3) 燃料の受入れに関する条項にTCA施設から引き渡された燃料を追加(第11編第28条)
- 4) 燃料の貯蔵に関する条項にTCA施設から引き渡された燃料を追加(第11編第29条及び別表第16)
- 5) 燃料の貯蔵中の点検に関する条項にTCA施設から引き渡された燃料を追加(第11編第30条)
- 6) 燃料の異常を認めた場合の措置に関する条項にTCA施設から引き渡された燃料を追加(第11編第40条)
- 7) 燃料の紛失を発見した場合の措置に関する条項にTCA施設から引き渡された燃料を追加(第11編第41条)

(3) その他

- 1) 封缶装置の使用を明確化(第11編第32条)
- 2) 撤去済みの不使用設備を削除(第11編別表第17の2)
- 3) TRACY廃止措置計画第1段階工事終了に伴う記載の適正化(第11編第9条の2)
- 4) 用語の適正化(第11編)

2. 変更の理由

(1) STACY運転再開に伴う変更

- 1) 原子炉運転の業務を明確化するため。
- 2) 原子炉運転に関する記録の管理を明確化するため。
- 3) 原子炉運転に必要な事項（新規制基準適合に係る事項を含む。）を明確化するため。
- 4) 新設する実験設備の定義を明確化するため。
- 5) 本変更認可申請が原子炉運転に着手するための保安規定変更であるため。

(2) TCA施設使用済棒状燃料移管に伴う変更

- 1) TCA施設から引き渡された燃料の管理の業務を明確化するため。
- 2) TCA施設から引き渡された燃料の定義を明確化するため。
- 3) TCA施設から引き渡された燃料の受入れを明確化するため。
- 4) TCA施設から引き渡された燃料の貯蔵を明確化するため。
- 5) TCA施設から引き渡された燃料の貯蔵中の点検を明確化するため。
- 6) TCA施設から引き渡された燃料に異常を認めた場合の措置を明確化するため。
- 7) TCA施設から引き渡された燃料の紛失を発見した場合の措置を明確化するため。

(3) その他

- 1) 封缶装置の使用を明確化するため。
- 2) STACY更新工事に伴い一部の設備機器を撤去したため。
- 3) TRACY廃止措置計画に基づく第1段階工事が終了したため。
- 4) 用語の適正化を行うため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

別添

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第1編 総則

令和4年4月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第1編 総則） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第1編 総 則 目 次 （記載省略）</p> <p>第1章 通則 第1条 ～ 第5条 （記載省略）</p> <p>第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務 第6条 （記載省略） （職務） 第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 (1) ～ (37) （記載省略） (38) 臨界技術第1課長は、施設管理者として、STACYの本体施設の運転及び保守の管理、核燃料管理者として、燃料及びVHTRC施設から引き渡された使用済燃料の管理並びに区域管理者として、STACYの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。また、施設管理者として、TRACYの本体施設の廃止措置の管理及び区域管理者として、TRACYの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。<u>ただし、STACYの更新工事が完了するまでは原子炉の運転に関する業務を行わない。</u> (39) （記載省略） 2 この規定に定める保安活動及び品質マネジメント活動と前項に掲げる者との関連は、別表第3に示すとおりとし、各職位は、品質マネジメントの考えのもとに各自が所掌する保安活動の業務を実施する。 3 同一の原子炉施設が複数の施設管理統括者によって分担管理されている場合における当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者が行う。 4 施設管理者の業務の一部を行わせるため分任施設管理者を置くことができ、分任施設管理者に係る業務等は、次のとおりとする。 (1) 分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。 (2) 分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。 5 同一の原子炉施設が複数の施設管理者によって運転されている場合における運転のとりまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についても、これを準用する。 第8条 ～ 第10条 （記載省略） 第2節 委員会 第11条 ～ 第13条 （記載省略） 第3節 原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者 第14条 ～ 第16条 （記載省略） 第4節 独立検査組織 第16条の2 ～ 第16条の3 （記載省略）</p>	<p>第1編 総 則 目 次 （変更なし）</p> <p>第1章 通則 第1条 ～ 第5条 （変更なし）</p> <p>第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務 第6条 （変更なし） （職務） 第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 (1) ～ (37) （変更なし） (38) 臨界技術第1課長は、施設管理者として、STACYの本体施設の運転及び保守の管理、核燃料管理者として、燃料並びにVHTRC施設及びTCAから引き渡された使用済燃料の管理並びに区域管理者として、STACYの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。また、施設管理者として、TRACYの本体施設の廃止措置の管理及び区域管理者として、TRACYの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。 (39) （変更なし） 2 この規定に定める保安活動及び品質マネジメント活動と前項に掲げる者との関連は、別表第3に示すとおりとし、各職位は、品質マネジメントの考えのもとに各自が所掌する保安活動の業務を実施する。 3 同一の原子炉施設が複数の施設管理統括者によって分担管理されている場合における当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者が行う。 4 施設管理者の業務の一部を行わせるため分任施設管理者を置くことができ、分任施設管理者に係る業務等は、次のとおりとする。 (1) 分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。 (2) 分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。 5 同一の原子炉施設が複数の施設管理者によって運転されている場合における運転のとりまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についても、これを準用する。 第8条 ～ 第10条 （変更なし） 第2節 委員会 第11条 ～ 第13条 （変更なし） 第3節 原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者 第14条 ～ 第16条 （変更なし） 第4節 独立検査組織 第16条の2 ～ 第16条の3 （変更なし）</p>	<p>使用済棒状燃料の受入れに伴う変更</p> <p>STACYの原子炉運転に関する変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第1編 総則） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
第3章 品質マネジメント計画 第17条 ～ 第26条の3 （記載省略）	第3章 品質マネジメント計画 第17条 ～ 第26条の3 （変更なし）	
第4章 放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 第27条 ～ 第30条 （記載省略）	第4章 放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 第27条 ～ 第30条 （変更なし）	
第4章の2 共通施設の管理 第30条の2 ～ 第30条の12 （記載省略）	第4章の2 共通施設の管理 第30条の2 ～ 第30条の12 （変更なし）	
第5章 核燃料物質等の運搬 第31条 （記載省略）	第5章 核燃料物質等の運搬 第31条 （変更なし）	
第6章 保安教育及び保安訓練 第32条 ～ 第33条 （記載省略）	第6章 保安教育及び保安訓練 第32条 ～ 第33条 （変更なし）	
第7章 原子炉施設の定期的な評価 第34条 ～ 第38条 （記載省略）	第7章 原子炉施設の定期的な評価 第34条 ～ 第38条 （変更なし）	
第8章 非常の場合に講ずべき措置 第39条 ～ 第46条 （記載省略）	第8章 非常の場合に講ずべき措置 第39条 ～ 第46条 （変更なし）	
第9章 研究所に所属しない職員等、及び職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 第47条 （記載省略）	第9章 研究所に所属しない職員等、及び職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 第47条 （変更なし）	
第10章 記録及び報告 第48条 ～ 第51条 （記載省略）	第10章 記録及び報告 第48条 ～ 第51条 （変更なし）	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第1編 総則） 新旧対照表

変更前												変更後												備考																																																																																																																																																																																																			
別表第1～別表第2（記載省略）												別表第1～別表第2（変更なし）												STACYの原子炉運転に関する変更																																																																																																																																																																																																			
別表第3 各職位とこの規定で定める保安活動及び品質マネジメント活動との関連（第7条第2項関係）												別表第3 各職位とこの規定で定める保安活動及び品質マネジメント活動との関連（第7条第2項関係）																																																																																																																																																																																																															
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">職位</td> <td rowspan="2">保安活動及び品質マネジメント活動</td> <td>文書及び記録の管理</td> <td>運転管理</td> <td>保守管理</td> <td>核燃料物質等の管理</td> <td>放射線管理</td> <td>放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理</td> <td>非常の場合の措置</td> <td>検査及び試験</td> <td>内部監査</td> <td>不適合管理、是正処置及び未然防止処置</td> <td>マネジメントレビュー</td> </tr> <tr> <td colspan="11">(中略)</td> </tr> <tr> <td>臨界技術第1課長</td> <td>○</td> <td>○ *1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>臨界技術第2課長</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>												職位	保安活動及び品質マネジメント活動	文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理	非常の場合の措置	検査及び試験	内部監査	不適合管理、是正処置及び未然防止処置		マネジメントレビュー	(中略)											臨界技術第1課長	○	○ *1	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	臨界技術第2課長	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">職位</td> <td rowspan="2">保安活動及び品質マネジメント活動</td> <td>文書及び記録の管理</td> <td>運転管理</td> <td>保守管理</td> <td>核燃料物質等の管理</td> <td>放射線管理</td> <td>放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理</td> <td>非常の場合の措置</td> <td>検査及び試験</td> <td>内部監査</td> <td>不適合管理、是正処置及び未然防止処置</td> <td>マネジメントレビュー</td> </tr> <tr> <td colspan="11">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>臨界技術第1課長</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>臨界技術第2課長</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>												職位	保安活動及び品質マネジメント活動	文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理	非常の場合の措置	検査及び試験	内部監査	不適合管理、是正処置及び未然防止処置	マネジメントレビュー	(変更なし)											臨界技術第1課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	臨界技術第2課長	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-																																																																																															
職位	保安活動及び品質マネジメント活動	文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理	非常の場合の措置	検査及び試験	内部監査	不適合管理、是正処置及び未然防止処置			マネジメントレビュー																																																																																																																																																																																																													
		(中略)																																																																																																																																																																																																																									
臨界技術第1課長	○	○ *1	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-																																																																																																																																																																																																															
臨界技術第2課長	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-																																																																																																																																																																																																															
職位	保安活動及び品質マネジメント活動	文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理	非常の場合の措置	検査及び試験	内部監査	不適合管理、是正処置及び未然防止処置	マネジメントレビュー																																																																																																																																																																																																															
		(変更なし)																																																																																																																																																																																																																									
臨界技術第1課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-																																																																																																																																																																																																															
臨界技術第2課長	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-																																																																																																																																																																																																															
*1：STACYの更新工事が完了するまでは原子炉の運転を行わない。																																																																																																																																																																																																																											
別表第4～別表第5の3（記載省略）												別表第4～別表第5の3（変更なし）												STACYの原子炉運転に関する変更(表中において以下同じ)																																																																																																																																																																																																			
別表第6 試験炉規則に基づく記録(第48条関係)												別表第6 試験炉規則に基づく記録(第48条関係)																																																																																																																																																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">記録事項</th> <th rowspan="2">記録すべき場合</th> <th rowspan="2">記録責任者</th> <th rowspan="2">保存責任者</th> <th rowspan="2">保存期間</th> <th colspan="12">保安規定各編の該当条番号</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>11</th><th>12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="17">1. 試験研究用等原子炉施設の施設管理（試験炉規則第9条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録</td> </tr> <tr> <td colspan="17">(中略)</td> </tr> <tr> <td>イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度</td> <td>運転中連続して</td> <td>施設管理者</td> <td>施設管理者</td> <td>10年間</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>14</td><td>*4</td><td>12</td><td>*4</td><td>*4</td><td>*4</td><td>*4</td> </tr> <tr> <td>ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量</td> <td>運転中1時間ごと</td> <td>施設管理者</td> <td>施設管理者</td> <td>10年間</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>26</td><td>*4</td><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>												記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	保安規定各編の該当条番号												1	2	3	4	5	6	7	8	9	11	12	1. 試験研究用等原子炉施設の施設管理（試験炉規則第9条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録																	(中略)																	イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	運転中連続して	施設管理者	施設管理者	10年間							14	*4	12	*4	*4	*4	*4	ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	10年間							26	*4	12					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">記録事項</th> <th rowspan="2">記録すべき場合</th> <th rowspan="2">記録責任者</th> <th rowspan="2">保存責任者</th> <th rowspan="2">保存期間</th> <th colspan="12">保安規定各編の該当条番号</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>11</th><th>12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="17">1. 試験研究用等原子炉施設の施設管理（試験炉規則第9条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録</td> </tr> <tr> <td colspan="17">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度</td> <td>運転中連続して</td> <td>施設管理者</td> <td>施設管理者</td> <td>10年間</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>14</td><td>*4</td><td>12</td><td>*4</td><td>*4</td><td><u>10</u></td><td>*4</td> </tr> <tr> <td>ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量</td> <td>運転中1時間ごと</td> <td>施設管理者</td> <td>施設管理者</td> <td>10年間</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>26</td><td>*4</td><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>												記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	保安規定各編の該当条番号												1	2	3	4	5	6	7	8	9	11	12	1. 試験研究用等原子炉施設の施設管理（試験炉規則第9条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録																	(変更なし)																	イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	運転中連続して	施設管理者	施設管理者	10年間							14	*4	12	*4	*4	<u>10</u>	*4	ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	10年間							26	*4	12				
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	保安規定各編の該当条番号																																																																																																																																																																																																																						
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	11	12																																																																																																																																																																																																												
1. 試験研究用等原子炉施設の施設管理（試験炉規則第9条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録																																																																																																																																																																																																																											
(中略)																																																																																																																																																																																																																											
イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	運転中連続して	施設管理者	施設管理者	10年間							14	*4	12	*4	*4	*4	*4																																																																																																																																																																																																										
ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	10年間							26	*4	12																																																																																																																																																																																																														
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	保安規定各編の該当条番号																																																																																																																																																																																																																						
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	11	12																																																																																																																																																																																																												
1. 試験研究用等原子炉施設の施設管理（試験炉規則第9条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録																																																																																																																																																																																																																											
(変更なし)																																																																																																																																																																																																																											
イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	運転中連続して	施設管理者	施設管理者	10年間							14	*4	12	*4	*4	<u>10</u>	*4																																																																																																																																																																																																										
ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	10年間							26	*4	12																																																																																																																																																																																																														

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第1編 総則） 新旧対照表

変更前														変更後														備考
ハ 制御材の位置	運転中 1時間ごと	施設管理者	施設管理者	1年間					26		12							26		12				10		STACYの原子炉運転に関する変更(表中において以下同じ)		
ニ 再結合装置内の温度	運転中 1時間ごと	施設管理者	施設管理者	1年間					26									26										
ホ 原子炉（法第43条の3の2第2項の認可を受けたものを除く。）に使用している冷却材及び減速材（流体の場合に限る。）の純度並びにこれらの毎日の補給量	毎日1回	施設管理者	施設管理者	1年間				22	26		19							22	26		19							
ヘ 原子炉（臨界実験装置を除く。）内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	施設管理者	施設管理者	取出後 10年間				37	*4	34								37	*4	34								
ト 原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置	配置又は配置替えの都度	施設管理者	施設管理者	1年間																				31				
チ 運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間			13	6	23		20							13	6	23		20			18		22	
リ 運転開始、臨界到達、運転切替え、緊急遮断及び運転停止の時刻並びに安全保護回路等又は緊急停止連動装置の項目	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間				26	52		22							26	52		22			20	37			
ヌ 警報装置から発せられた警報の内容 *2、*3	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間			23	20	19	28	16	32	30	48	19			23	20	19	28	16	32	30	16		48	19
ハ 制御材の位置	運転中 1時間ごと	施設管理者	施設管理者	1年間																								
ニ 再結合装置内の温度	運転中 1時間ごと	施設管理者	施設管理者	1年間																								
ホ 原子炉（法第43条の3の2第2項の認可を受けたものを除く。）に使用している冷却材及び減速材（流体の場合に限る。）の純度並びにこれらの毎日の補給量	毎日1回	施設管理者	施設管理者	1年間																								
ヘ 原子炉（臨界実験装置を除く。）内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	施設管理者	施設管理者	取出後 10年間																								
ト 原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置	配置又は配置替えの都度	施設管理者	施設管理者	1年間																								
チ 運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間			13	6	23		20							13	6	23		20			18	22		
リ 運転開始、臨界到達、運転切替え、緊急遮断及び運転停止の時刻並びに安全保護回路等又は緊急停止連動装置の項目	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間				26	52		22							26	52		22			20	37			
ヌ 警報装置から発せられた警報の内容 *2、*3	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間			23	20	19	28	16	32	30	48	19			23	20	19	28	16	32	30	16	48	19	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定

新旧対照表

第2編 放射線管理

令和4年4月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理）新旧対照表

変更前	変更後	備考																																		
<p>第2編 放射線管理 目次（記載省略）</p> <p>第1章 放射線管理の業務 ～ 第4章 環境放射線の管理（記載省略）</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理 第37条の2 ～ 第37条の6（記載省略） （放射線測定機器の維持点検及び巡視）</p> <p>第38条 区域放射線管理担当課長は、第3編第36条、第4編第19条、第5編第69条、第6編第27条、第7編第61条、第8編第31条、第9編第29条、第11編第47条及び第12編第18条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、各施設編に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項に定める放射線測定機器の動作状況を毎週1回以上、巡視しなければならない。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りではない。この場合にあっても、1月を超えない範囲内で1回以上、巡視するものとする。</p> <p>3 区域放射線管理担当課長は、第5編別表第25及び第7編別表第23に掲げる放射線測定機器の動作状況を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通報しなければならない。</p> <p>4 区域放射線管理担当課長は、同一運転日において予定した原子炉の運転を再開するときは、第3項の点検を省略することができる。</p> <p>5 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器及び別表第15の2に掲げる可搬型の放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>6 環境放射線管理課長は、下表に掲げる測定機器等について、巡視しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="172 1402 967 1768"> <thead> <tr> <th>測定機器等</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線測定機器 （モニタリングポスト）</td> <td>(1) 外観</td> <td rowspan="2">1回/週</td> </tr> <tr> <td>(2) 動作状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型の放射線測定機器 （サーベイメータ）</td> <td>(1) 外観</td> <td rowspan="2">1回/月</td> </tr> <tr> <td>(2) 動作状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用電源装置 （自動起動式設置型発電機）</td> <td>(1) 外観</td> <td rowspan="2">1回/週</td> </tr> <tr> <td>(2) 燃料量*</td> </tr> <tr> <td>動作状況</td> <td>1回/2月</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 自動起動式設置型発電機のタンクに、連続運転可能時間が24時間を下回らないよう、必要な燃料量が保管されていることを確認する。</p> <p>7 線量管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、第3編、第4編、第5編、第6編、</p>	測定機器等	項目	頻度	放射線測定機器 （モニタリングポスト）	(1) 外観	1回/週	(2) 動作状況	可搬型の放射線測定機器 （サーベイメータ）	(1) 外観	1回/月	(2) 動作状況	非常用電源装置 （自動起動式設置型発電機）	(1) 外観	1回/週	(2) 燃料量*	動作状況	1回/2月	<p>第2編 放射線管理 目次（変更なし）</p> <p>第1章 放射線管理の業務 ～ 第4章 環境放射線の管理（変更なし）</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理 第37条の2 ～ 第37条の6（変更なし） （放射線測定機器の維持点検及び巡視）</p> <p>第38条 区域放射線管理担当課長は、第3編第36条、第4編第19条、第5編第69条、第6編第27条、第7編第61条、第8編第31条、第9編第29条、第11編第47条及び第12編第18条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、各施設編に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項に定める放射線測定機器の動作状況を毎週1回以上、巡視しなければならない。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りではない。この場合にあっても、1月を超えない範囲内で1回以上、巡視するものとする。</p> <p>3 区域放射線管理担当課長は、第5編別表第25、第7編別表第23及び第11編別表第19に掲げる放射線測定機器の動作状況を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通報しなければならない。</p> <p>4 区域放射線管理担当課長は、同一運転日において予定した原子炉の運転を再開するときは、第3項の点検を省略することができる。</p> <p>5 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器及び別表第15の2に掲げる可搬型の放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>6 環境放射線管理課長は、下表に掲げる測定機器等について、巡視しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1377 1402 2172 1768"> <thead> <tr> <th>測定機器等</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線測定機器 （モニタリングポスト）</td> <td>(1) 外観</td> <td rowspan="2">1回/週</td> </tr> <tr> <td>(2) 動作状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型の放射線測定機器 （サーベイメータ）</td> <td>(1) 外観</td> <td rowspan="2">1回/月</td> </tr> <tr> <td>(2) 動作状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用電源装置 （自動起動式設置型発電機）</td> <td>(1) 外観</td> <td rowspan="2">1回/週</td> </tr> <tr> <td>(2) 燃料量*</td> </tr> <tr> <td>動作状況</td> <td>1回/2月</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 自動起動式設置型発電機のタンクに、連続運転可能時間が24時間を下回らないよう、必要な燃料量が保管されていることを確認する。</p> <p>7 線量管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、第3編、第4編、第5編、第6編、</p>	測定機器等	項目	頻度	放射線測定機器 （モニタリングポスト）	(1) 外観	1回/週	(2) 動作状況	可搬型の放射線測定機器 （サーベイメータ）	(1) 外観	1回/月	(2) 動作状況	非常用電源装置 （自動起動式設置型発電機）	(1) 外観	1回/週	(2) 燃料量*	動作状況	1回/2月	<p>STACYの原子炉運転に関する変更</p>
測定機器等	項目	頻度																																		
放射線測定機器 （モニタリングポスト）	(1) 外観	1回/週																																		
	(2) 動作状況																																			
可搬型の放射線測定機器 （サーベイメータ）	(1) 外観	1回/月																																		
	(2) 動作状況																																			
非常用電源装置 （自動起動式設置型発電機）	(1) 外観	1回/週																																		
	(2) 燃料量*																																			
	動作状況	1回/2月																																		
測定機器等	項目	頻度																																		
放射線測定機器 （モニタリングポスト）	(1) 外観	1回/週																																		
	(2) 動作状況																																			
可搬型の放射線測定機器 （サーベイメータ）	(1) 外観	1回/月																																		
	(2) 動作状況																																			
非常用電源装置 （自動起動式設置型発電機）	(1) 外観	1回/週																																		
	(2) 燃料量*																																			
	動作状況	1回/2月																																		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理）新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第7編、第8編、第9編、第11編及び第12編において区域放射線管理担当課長が定める設備保全整理表並びに第37条の4において環境放射線管理課長が定める設備保全整理表により点検を行い、その結果をそれぞれ、区域放射線管理担当課長及び環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p> <p>第39条 ～ 第42条の3 （記載省略）</p> <p>第6章 核燃料物質等の管理 ～ 第8章 異常時の措置 （記載省略）</p> <p>別表第1 ～ 別表第25 （記載省略）</p> <p>別図第1 （記載省略）</p> <p>別記様式1 ～ 別記様式6 （記載省略）</p>	<p>第7編、第8編、第9編、第11編及び第12編において区域放射線管理担当課長が定める設備保全整理表並びに第37条の4において環境放射線管理課長が定める設備保全整理表により点検を行い、その結果をそれぞれ、区域放射線管理担当課長及び環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p> <p>第39条 ～ 第42条の3 （変更なし）</p> <p>第6章 核燃料物質等の管理 ～ 第8章 異常時の措置 （変更なし）</p> <p>別表第1 ～ 別表第25 （変更なし）</p> <p>別図第1 （変更なし）</p> <p>別記様式1 ～ 別記様式6 （変更なし）</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第11編 STACYの管理

令和4年4月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第11編 STACYの管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>第11編 STACYの管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則（第1条－第9条の2）</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 削除</p> <p>第2節 削除</p> <p>第3節 削除</p> <p>第4節 運転上の条件（第17条）</p> <p>第5節 削除</p> <p>第3章 保守管理（第22条の2－第27条）</p> <p>第4章 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理（第28条－第31条）</p> <p>第5章 放射性廃棄物の保管（第32条・第33条）</p> <p>第5章の2 不使用設備の管理（第33条の2）</p> <p>第6章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報回路及び安全保護回路が作動した場合の措置（第36条）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第39条・第39条の2）</p> <p>第3節 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の異常を認めた場合の措置（第40条・第41条）</p> <p>第4節 放射性廃棄物の異常を認めた場合の措置（第42条）</p> <p>第5節 自然現象等が発生した場合の措置（第43条）</p> <p>第6節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置（第44条）</p> <p>第7節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第45条）</p> <p>第7章 放射線管理（第46条－第48条）</p> <p>第1章 通則</p> <p>（定義）</p> <p>第1条 この編において「溶液系STACY」とは、ウラン・プルトニウム燃料タンク型の臨界実験装置（平成21年3月11日付け20諸文科科第2058号以前に許可を受けたもの）をいう。</p> <p>2 この編において「燃料」とは、STACYで使用する棒状燃料をいう。また、「溶液系燃料」とは、溶液系STACYで使用した溶液燃料及び溶液燃料の原材料であるウラン酸化物ペレット（以下「ウラン酸化物燃料」という。）及びウラン・プルトニウム混合酸化物粉末（以下「ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料」という。）をいう。なお、溶液系燃料はSTACYでは使用しない。</p> <p>3 この編において「黒鉛混合燃料」とは、VHTRC施設から引き渡された使用済ウラン黒鉛混合燃料のコンパクト型ウラン黒鉛混合燃料及びディスク型ウラン黒鉛混合燃料をいう。なお、黒鉛混合燃料はSTACYでは使用しない。</p>	<p>第11編 STACYの管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則（第1条－第9条の3）</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 <u>運転上の制限（第10条）</u></p> <p>第2節 <u>炉心装荷物の制限（第11条）</u></p> <p>第3節 削除</p> <p>第4節 運転上の条件（第15条－第17条）</p> <p>第5節 <u>運転（第18条－第22条）</u></p> <p>第3章 保守管理（第22条の2－第27条の3）</p> <p>第4章 燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の管理（第28条－第31条）</p> <p>第5章 放射性廃棄物の保管（第32条・第33条）</p> <p>第5章の2 不使用設備の管理（第33条の2）</p> <p>第6章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報回路及び安全保護回路が作動した場合の措置（<u>第34条－第38条</u>）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第39条・第39条の2）</p> <p>第3節 燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の異常を認めた場合の措置（第40条・第41条）</p> <p>第4節 放射性廃棄物の異常を認めた場合の措置（第42条）</p> <p>第5節 自然現象等が発生した場合の措置（第43条）</p> <p>第6節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置（第44条）</p> <p>第7節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第45条）</p> <p>第7章 放射線管理（第46条－第48条）</p> <p>第1章 通則</p> <p>（定義）</p> <p>第1条 この編において「溶液系STACY」とは、ウラン・プルトニウム燃料タンク型の臨界実験装置（平成21年3月11日付け20諸文科科第2058号以前に許可を受けたもの）をいう。</p> <p>2 この編において「燃料」とは、STACYで使用する棒状燃料をいう。また、「溶液系燃料」とは、溶液系STACYで使用した溶液燃料及び溶液燃料の原材料であるウラン酸化物ペレット（以下「ウラン酸化物燃料」という。）及びウラン・プルトニウム混合酸化物粉末（以下「ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料」という。）をいう。なお、溶液系燃料はSTACYでは使用しない。</p> <p>3 この編において「黒鉛混合燃料」とは、VHTRC施設から引き渡された使用済ウラン黒鉛混合燃料のコンパクト型ウラン黒鉛混合燃料及びディスク型ウラン黒鉛混合燃料をいう。なお、黒鉛混合燃料はSTACYでは使用しない。</p> <p>4 この編において「<u>使用済棒状燃料</u>」とは、TCA施設から引き渡された酸化ウラン燃料、</p>	<p>記載の適正化（目次について以下同じ）</p> <p>使用済棒状燃料の定義を</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACYの管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>4 この編において「不使用設備」とは、STACYの運転並びに燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理・使用には供しない設備（別表第17の2に掲げる設備）をいう。なお、解体後の不使用設備は不使用設備ではなく廃棄物として管理する。</p> <p><u>（適用範囲）</u></p> <p>第1条の2 この編は、STACYの更新工事が完了するまで適用し、原子炉の運転に着手する前に変更しなければならない。</p> <p>第2条 （記載省略）</p> <p>第3条 削除</p> <p>（手引の作成）</p> <p>第4条 臨界技術第1課長は、本体施設に関し、次の第3号から第6号に掲げる事項について定めたSTACY本体施設運転手引を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 運転開始前及び運転停止後に確認すべき事項</p> <p>(2) 運転操作に関する事項</p> <p>(3) 巡視及び点検に関する事項</p> <p>(4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(5) 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理に関する事項</p> <p>(6) 不使用設備の管理に関する事項</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、前項第1号から第4号に掲げる事項について定めた特</p>	<p><u>ウラン・プルトニウム混合酸化燃料及び酸化トリウム燃料をいう。なお、使用済棒状燃料はSTACYでは使用しない。</u></p> <p>5 この編において「可動装荷物」とは、原子炉の運転中に移動させることができる実験用装荷物であって、「原子力科学研究所STACY可動装荷物等設計・製作基準」に従って設計・製作されたものをいう。</p> <p>6 この編において「サンプル棒」とは、可動装荷物を収納する装置をいう。</p> <p>7 この編において「不使用設備」とは、STACYの運転並びに燃料、溶液系燃料、黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料の管理・使用には供しない設備（別表第17の2に掲げる設備）をいう。なお、解体後の不使用設備は不使用設備ではなく廃棄物として管理する。</p> <p><u>（削る）</u></p> <p>第2条 （変更なし）</p> <p><u>（要員の配置）</u></p> <p>第3条 臨界技術第1課長は、次の各号に掲げるときは、所管する原子炉の運転等に必要な知識を有する者（原子炉の運転管理に関する2か月以上の実務研修並びに設置許可書、保安規定、施設概要、運転管理、保守管理及び非常時の措置に係る3日以上教育研修を受けた者）を制御室に配置しなければならない。</p> <p>(1) 第18条第1項の定めにより運転開始前の措置を行うとき。</p> <p>(2) 原子炉の運転を開始してから、第22条第1項及び第2項の規定により運転停止後の措置を確認するまで。</p> <p>2 臨界技術第1課長は、前項第2号に該当するときは、制御室に2人以上の運転要員を配置しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、第1項第2号に掲げる場合は、工務監視室に1人以上の運転要員を配置しなければならない。</p> <p>（手引の作成）</p> <p>第4条 臨界技術第1課長は、本体施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたSTACY本体施設運転手引を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 運転開始前及び運転停止後に確認すべき事項</p> <p>(2) 運転操作に関する事項</p> <p>(3) 巡視及び点検に関する事項</p> <p>(4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(5) 燃料、溶液系燃料、黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料の管理に関する事項</p> <p>(6) 可燃物の管理に関する事項</p> <p>(7) 不使用設備の管理に関する事項</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、前項第1号から第4号に掲げる事項について定めた特</p>	<p>追加</p> <p>可動装荷物の定義を追加</p> <p>サンプル棒の定義を追加</p> <p>項番号の繰下げ及び使用済棒状燃料の追加</p> <p>本変更認可申請が当該変更のため</p> <p>原子炉運転に関する変更</p> <p>原子炉運転に関する変更</p> <p>使用済棒状燃料の追加</p> <p>原子炉運転に関する変更</p> <p>番号の繰下げ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACY の管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第 1 項の承認又は前項の同意をしようとするときは、STACY 原子炉主任技術者（以下この編において「原子炉主任技術者」という。）の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は第 1 項の承認をしたとき、工務技術部長は第 2 項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</p>	<p>定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第 1 項の承認又は前項の同意をしようとするときは、STACY 原子炉主任技術者（以下この編において「原子炉主任技術者」という。）の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は第 1 項の承認をしたとき、工務技術部長は第 2 項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</p> <p><u>(炉心構成書)</u></p>	<p>原子炉運転に関する変更</p>
<p>第 5 条 削除</p>	<p>第 5 条 <u>臨界ホット試験技術部長は、新炉心を構成しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした炉心構成書を作成し、原子力科学研究所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>(1) <u>実験の目的</u></p> <p>(2) <u>最大熱出力</u></p> <p>(3) <u>炉心構成</u></p> <p>(4) <u>給水制限</u></p> <p>(5) <u>過剰反応度</u></p> <p>(6) <u>安全板の反応度</u></p> <p>2 <u>前項の炉心構成書は、別表第 1 に掲げる炉心構成の条件を満たすものでなければならない。</u></p> <p>3 <u>原子力科学研究所長は、第 1 項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(炉心証明書)</u></p>	<p>原子炉運転に関する変更</p>
<p>第 6 条 削除</p>	<p>第 6 条 <u>臨界技術第 1 課長は、炉心を構成するとき、次の各号に掲げる事項のうち、第 1 号及び第 2 号の事項並びに第 3 号から第 5 号までの推定値（計算解析により算定。ただし、測定値により推定可能な場合は計算解析を省略することができる。）を記載した炉心証明書を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。なお、次項の承認を受けた炉心を構成する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>最大熱出力</u></p> <p>(2) <u>炉心構成</u></p> <p>(3) <u>臨界量</u></p> <p>(4) <u>過剰反応度</u></p> <p>(5) <u>安全板の反応度</u></p> <p>(6) <u>炉心構成の変化範囲</u></p> <p>2 <u>臨界技術第 1 課長は、前項で承認を受けた炉心において運転を行う場合、前項第 3 号から第 5 号までの測定値及び第 6 号を記載した炉心証明書を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。</u></p>	<p>原子炉運転に関する変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACY の管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第 7 条 <u>削除</u></p> <p>(年間管理計画)</p> <p>第 7 条の 2 臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした STACY の年間管理計画（以下この編において「年間管理計画」という。）を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 定期事業者検査の予定期間</p> <p>(2) 第 25 条に定める修理及び改造をする施設、装置又は機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第 1 項の承認を受けたときは、臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。</p> <p>第 8 条 (記載省略)</p> <p>(鍵の管理)</p> <p>第 9 条 臨界技術第 1 課長は、STACY に係る建家の出入口の鍵を管理しなければならない。</p> <p>2 工務第 1 課長は、特定施設の運転に関する鍵を管理しなければならない。</p>	<p>3 <u>臨界ホット試験技術部長は、前 2 項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(運転実施計画)</u></p> <p>第 7 条 <u>臨界技術第 1 課長は、1 週ごとに、次の各号に掲げる事項を明らかにした原子炉運転実施計画を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。運転日、炉心証明書番号及び炉心装荷物を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>(1) <u>運転日及び運転時間</u></p> <p>(2) <u>炉心証明書番号</u></p> <p>(3) <u>実験の種類</u></p> <p>(4) <u>熱出力</u></p> <p>(5) <u>1 運転積算出力、週間積算出力及び年間積算出力</u></p> <p>(6) <u>安全保護回路の解除に関する事項</u></p> <p>(7) <u>炉心装荷物</u></p> <p>(8) <u>インターロックの解除に関する事項</u></p> <p>2 <u>臨界技術第 1 課長は、前項の原子炉運転実施計画に安全保護回路の解除について定めるときは、別表第 2 に掲げる項目のうち、解除の条件を記載している項目について、解除の条件を満足していることを確認しなければならない。</u></p> <p>3 <u>臨界ホット試験技術部長は、第 1 項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p>4 <u>臨界技術第 1 課長は、第 1 項の承認を受けたときは、その実施前に、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(年間運転計画)</u></p> <p>第 7 条の 2 臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした STACY の年間運転計画（以下この編において「年間運転計画」という。）を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 定期事業者検査の予定期間</p> <p>(2) 第 25 条に定める修理及び改造をする施設、装置又は機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第 1 項の承認を受けたときは、臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。</p> <p>第 8 条 (変更なし)</p> <p>(鍵の管理)</p> <p>第 9 条 <u>臨界技術第 1 課長は、STACY に係る建家の出入口の鍵及び原子炉の運転に関する鍵を管理しなければならない。</u></p> <p>2 工務第 1 課長は、特定施設の運転に関する鍵を管理しなければならない。</p>	<p>原子炉運転に関する変更</p> <p>原子炉運転に関する変更</p> <p>原子炉運転に関する変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACYの管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(TRACYとの同時作業の管理)</p> <p>第9条の2 臨界技術第1課長は、TRACYの配管切断をするときは、STACYの運転及び不使用設備の解体工事をしてはならない。</p> <p>第2章 運転管理 第1節 削除</p> <p>第10条 削除</p> <p>第2節 削除</p> <p>第11条 削除</p> <p>第3節 削除</p> <p>第12条 ～ 第14条 (記載省略)</p> <p>第4節 運転上の条件</p> <p>第15条 削除</p> <p>第16条 削除</p> <p>(負圧の維持)</p> <p>第17条</p> <p>臨界技術第1課長は、別表第7に掲げるグローブボックスを使用するときは、グローブボ</p>	<p>(TRACYとの同時作業の管理)</p> <p>第9条の2 臨界技術第1課長は、TRACY廃止措置計画の第2段階（TRACY固有設備の解体撤去）の工事をするときは、STACYの運転及び不使用設備の解体工事をしてはならない。 <u>(運転訓練)</u></p> <p>第9条の3 臨界技術第1課長は、原子炉研修生の訓練に当たっては、運転要員の監督、指示の下、訓練を受ける者に原子炉の運転操作に関する事項を遵守させなければならない。</p> <p>第2章 運転管理 第1節 <u>運転上の制限</u> <u>(出力の制限)</u></p> <p>第10条 臨界技術第1課長は、原子炉を運転するときは、最大熱出力200ワット以下で、かつ、<u>1 運転積算出力0.1キロワット時以下、週間積算出力0.3キロワット時以下、年間積算出力3キロワット時以下で行わなければならない。</u></p> <p>第2節 <u>炉心装荷物の制限</u> <u>(炉心装荷物の制限)</u></p> <p>第11条 臨界技術第1課長は、第6条第1項の炉心証明書及び第7条第1項の原子炉運転実施計画に定められた物以外のものを炉心に装荷してはならない。なお、可動装荷物及びサンプル棒の設計・製作は、「原子力科学研究所STACY可動装荷物等設計・製作基準」に従わなければならない。</p> <p>第3節 削除</p> <p>第12条 ～ 第14条 (変更なし)</p> <p>第4節 運転上の条件 <u>(安全保護回路の作動条件)</u></p> <p>第15条 臨界技術第1課長は、原子炉について、別表第2に掲げるところにより、安全保護回路が作動するよう設定しなければならない。ただし、同表の解除の条件を満足する場合において、<u>第7条第1項の原子炉運転実施計画で定めるとき又はその都度臨界ホット試験技術部長の承認を受けたときは、これを解除することができる。</u></p> <p><u>2 臨界ホット試験技術部長は、前項ただし書の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u> <u>(警報回路の作動条件)</u></p> <p>第16条 臨界技術第1課長は、原子炉について、別表第5に掲げるところにより、<u>警報回路が作動するよう設定しなければならない。</u> <u>(負圧の維持)</u></p> <p>第17条 <u>工務第1課長は、原子炉の運転中、炉室内の圧力を別表第6に掲げるところにより負圧に維持するように努めなければならない。</u></p> <p><u>2 臨界技術第1課長は、別表第7に掲げるグローブボックスを使用するときは、グローブボ</u></p>	<p>TRACY廃止措置計画第1段階工事終了に伴う記載の適正化 原子炉運転に関する追加</p> <p>原子炉運転に関する変更</p> <p>原子炉運転に関する変更</p> <p>原子炉運転に関する変更</p> <p>原子炉運転に関する変更</p> <p>原子炉運転に関する変更</p> <p>原子炉運転に関する変更</p> <p>原子炉運転に関する変更</p> <p>項番号の繰下げ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACY の管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>ックス内の圧力を負圧に維持しなければならない。</p>	<p>ックス内の圧力を負圧に維持しなければならない。</p>	
<p>第 5 節 <u>削除</u></p>	<p>第 5 節 <u>運転</u> (<u>運転開始前の措置</u>)</p>	<p>原子炉運転に関する変更</p>
<p>第 18 条 <u>削除</u></p>	<p>第 18 条 <u>原子炉の運転を開始しようとするときは、臨界技術第 1 課長及び工務第 1 課長は、別表第 8 に掲げる設備について、それぞれ点検を行い、正常な状態であることを確認しなければならない。</u></p>	
	<p>2 <u>臨界技術第 1 課長及び工務第 1 課長は、同一運転日において、計画停止した原子炉の運転を再開しようとするときは、前項の定めにより確認された状態が維持されていることを確認しなければならない。</u></p>	
	<p>3 <u>工務第 1 課長は、第 1 項及び第 2 項の確認の結果を臨界技術第 1 課長に通報しなければならない。</u></p>	
	<p>(<u>運転開始命令</u>)</p>	<p>原子炉運転に関する変更</p>
<p>第 19 条 <u>削除</u></p>	<p>第 19 条 <u>原子炉の運転開始命令は、臨界技術第 1 課長が行うものとする。</u></p>	
	<p>2 <u>臨界技術第 1 課長は、原子炉の運転を開始しようとするときは、第 18 条第 3 項の定めにより特定施設に異常がない旨の通報を受け、かつ、第 2 編第 38 条第 3 項の定めにより放射線測定機器の点検の結果に異常がない旨の通報を受けた後でなければ、前項の運転開始命令を行ってはならない。ただし、第 38 条の定めにより確認を行って原子炉の運転を開始しようとするときは、この限りでない。</u></p>	
	<p>3 <u>運転要員は、臨界技術第 1 課長の運転命令により、第 7 条第 1 項の原子炉運転実施計画に従って運転を行わなければならない。</u></p>	
	<p>(<u>運転に係る通報及び表示</u>)</p>	<p>原子炉運転に関する変更</p>
<p>第 20 条 <u>削除</u></p>	<p>第 20 条 <u>臨界技術第 1 課長は、原子炉の運転を開始又は停止しようとするときは、一斉指令装置により運転開始又は停止の通報を行わなければならない。</u></p>	
	<p>2 <u>臨界技術第 1 課長は、原子炉の運転開始から停止するまで、運転表示灯を点灯しておかななければならない。</u></p>	
	<p>(<u>原子炉運転中の巡視</u>)</p>	<p>原子炉運転に関する変更</p>
<p>第 21 条 <u>削除</u></p>	<p>第 21 条 <u>工務第 1 課長は、原子炉の運転開始後、次の各号に掲げる設備について、1 日 1 回以上巡視しなければならない。</u></p>	
	<p>(1) <u>受変電設備</u></p>	
	<p>(2) <u>非常用電源設備</u></p>	
	<p>(3) <u>気体廃棄設備</u></p>	
	<p>(4) <u>液体廃棄設備</u></p>	
	<p>(5) <u>圧縮空気設備</u></p>	
	<p>(<u>運転停止後の措置</u>)</p>	<p>原子炉運転に関する変更</p>
<p>第 22 条 <u>削除</u></p>	<p>第 22 条 <u>臨界技術第 1 課長は、原子炉の運転を停止したときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</u></p>	
	<p>(1) <u>炉心タンクの水位が零以下であること。</u></p>	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 S T A C Y の管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第 3 章 保守管理</p> <p>第22条の 2 ～ 第22条の 3 （記載省略） （施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第22条の 4 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</p> <p>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期 ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 第 1 項及び前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第 7 条の 2 の定めにより作成する年間管理計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第 9 条第 1 項第 7 号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</p> <p>4 臨界技術第 1 課長は、第 1 項から第 3 項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>(2) <u>中性子出力が正常に低下していること。</u> (3) <u>安全板が完全に挿入されていること。</u></p> <p>2 <u>前項の確認を行った後、臨界技術第 1 課長及び工務第 1 課長は、同日内において再起動を行わないときは、別表第10に掲げる設備の状態について、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p>3 <u>工務第 1 課長は、前項の点検の結果を臨界技術第 1 課長に通報しなければならない。</u></p> <p>第 3 章 保守管理</p> <p>第22条の 2 ～ 第22条の 3 （変更なし） （施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第22条の 4 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</p> <p>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期 ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 第 1 項及び前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第 7 条の 2 の定めにより作成する年間運転計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第 9 条第 1 項第 7 号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</p> <p>4 臨界技術第 1 課長は、第 1 項から第 3 項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>原子炉運転に関する変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACY の管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>5 工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、第 4 項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>7 臨界技術第 1 課長は、第 4 項の承認を受けたときは、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。</p> <p>第22条の 5 ～ 第26条 （記載省略） （本体施設停止中の巡視）</p> <p>第27条 工務第 1 課長は、<u>本体施設</u>の停止中の勤務日において、次の各号に掲げる設備について、1 日 1 回以上巡視しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備 (2) 気体廃棄設備 (3) 液体廃棄設備</p> <p>2 工務第 1 課長は、<u>本体施設</u>の停止中の休日等において、次の各号に掲げる事項について、1 日 1 回以上巡視しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備のうち、商用電源が確保されていること。 (2) 気体廃棄設備のうち、実験棟内の負圧に異常がないこと。 (3) 液体廃棄設備のうち、廃液貯槽の液位に異常な上昇がないこと。</p>	<p>5 工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、第 4 項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>7 臨界技術第 1 課長は、第 4 項の承認を受けたときは、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。</p> <p>第22条の 5 ～ 第26条 （変更なし） （原子炉停止中の巡視）</p> <p>第27条 工務第 1 課長は、<u>原子炉</u>の停止中の勤務日において、次の各号に掲げる設備について、1 日 1 回以上巡視しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備 (2) 気体廃棄設備 (3) 液体廃棄設備</p> <p>2 工務第 1 課長は、<u>原子炉</u>の停止中の休日等において、次の各号に掲げる事項について、1 日 1 回以上巡視しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備のうち、商用電源が確保されていること。 (2) 気体廃棄設備のうち、実験棟内の負圧に異常がないこと。 (3) 液体廃棄設備のうち、廃液貯槽の液位に異常な上昇がないこと。</p> <p><u>（維持すべき機器等の管理）</u></p> <p>第27条の 2 臨界技術第 1 課長又は工務第 1 課長は、別表第15の 3 に掲げる機器等について、<u>同表に定める設置場所及び数量並びにそれらの機能を維持するよう管理しなければならない。</u></p> <p>2 臨界技術第 1 課長又は工務第 1 課長は、<u>前項の機器等に故障又は経年劣化による性能低下が生じた場合は、修理又は代替品と交換しなければならない。</u></p> <p><u>（自然現象等に備えた管理）</u></p> <p>第27条の 3 臨界技術第 1 課長は、STACY の周辺に森林火災が発生した場合に備えて、<u>別図第 3 に示した範囲に森林が拡大しないよう樹木を管理しなければならない。</u></p> <p>2 臨界技術第 1 課長は、<u>竜巻（藤田スケール F 1、最大風速 49 m/s）による飛来によって、STACY に影響を及ぼすおそれがある物体に対して、飛来防止対策を講じなければならない。</u></p> <p>3 臨界技術第 1 課長は、<u>飛来防止対策の実施状況について、定期事業者検査を受ける時期ごとに巡視しなければならない。</u></p> <p>4 臨界技術第 1 課長は、<u>火山の噴火に伴う降下火砕物を除去するための資機材について、管理しなければならない。</u></p> <p>5 工務第 1 課長は、<u>地震による溢水対策として、極低レベル廃液貯槽の破損による放射性液体廃棄物の管理区域外漏えいを防止するため、極低レベル廃液貯槽の貯留量を 55m³ 以下で管理しなければならない。</u></p>	<p>記載の適正化（以下同じ）</p> <p>原子炉運転に伴い維持すべき機器等の管理を追加</p> <p>自然現象等に備えた管理を追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACY の管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第 4 章 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理 (燃料の受入れ)</p> <p>第28条 臨界技術第 1 課長は、燃料を受け入れるときは、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界技術第 1 課長は、燃料を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる事項について、点検しなければならない。なお、<u>受け入れ</u>においては、臨界に達しないように燃料を取り扱わなければならない。</p> <p>(1) 棒状燃料</p> <p>イ 棒状燃料の番号及び数量</p> <p>ロ 棒状燃料の表面汚染</p> <p>ハ 棒状燃料の外観</p> <p>4 臨界技術第 1 課長は、前項の点検の終了後、次の各号に掲げる事項について、臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 受け入れた年月日</p> <p>(2) 点検の結果</p> <p>(3) 受け入れた燃料の種類及び数量</p> <p>(4) 貯蔵状況</p> <p>(燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の貯蔵)</p> <p>第29条 臨界技術第 1 課長は、燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料を貯蔵するときは、臨界に達しないようにするため、別表第16に掲げる貯蔵設備で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。また、別表第16の 2 に掲げる溶液燃料の濃度制限値を超えて貯蔵してはならず、溶液燃料中の可溶性中性子吸収材の濃度を別表第16の 3 に掲げる濃度制限範囲とすることにより、いかなる場合でも臨界とならないよう貯蔵しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第 1 課長は、燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料を貯蔵するときは、貯蔵設備に施錠し、別表第16に掲げる貯蔵場所に、貯蔵上の注意事項を表示しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第 1 課長は、燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理業務に従事する者以外の</p>	<p>第 4 章 燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の管理 (燃料又は使用済棒状燃料の受入れ)</p> <p>第28条 臨界技術第 1 課長は、燃料<u>又は使用済棒状燃料</u>を受け入れるときは、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。<u>ただし、使用済棒状燃料の受入れは、核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方（平成25年11月6日、原子力規制庁）に示される適合確認の完了後としなければならない。</u></p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界技術第 1 課長は、燃料<u>又は使用済棒状燃料</u>を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる事項について、点検しなければならない。なお、受入れにおいては、臨界に達しないように燃料<u>又は使用済棒状燃料</u>を取り扱わなければならない。</p> <p>(1) 棒状燃料</p> <p>イ 棒状燃料の番号及び数量</p> <p>ロ 棒状燃料の表面汚染</p> <p>ハ 棒状燃料の外観</p> <p><u>(2) 使用済棒状燃料</u></p> <p><u>イ 使用済棒状燃料の番号及び数量</u></p> <p><u>ロ 使用済棒状燃料の表面汚染</u></p> <p><u>ハ 使用済棒状燃料の外観</u></p> <p>4 臨界技術第 1 課長は、前項の点検の終了後、次の各号に掲げる事項について、臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 受け入れた年月日</p> <p>(2) 点検の結果</p> <p>(3) 受け入れた燃料<u>又は使用済棒状燃料</u>の種類及び数量</p> <p>(4) 貯蔵状況</p> <p>(燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の貯蔵)</p> <p>第29条 臨界技術第 1 課長は、燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>を貯蔵するときは、臨界に達しないようにするため、別表第16に掲げる貯蔵設備で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。また、別表第16の 2 に掲げる溶液燃料の濃度制限値を超えて貯蔵してはならず、溶液燃料中の可溶性中性子吸収材の濃度を別表第16の 3 に掲げる濃度制限範囲とすることにより、いかなる場合でも臨界とならないよう貯蔵しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第 1 課長は、燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>を貯蔵するときは、貯蔵設備に施錠し、別表第16に掲げる貯蔵場所に、貯蔵上の注意事項を表示しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第 1 課長は、燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の管理業務に</p>	<p>使用済棒状燃料の追加(以下同じ)</p> <p>使用済棒状燃料の受入れは新規制基準適合確認後とするため</p> <p>使用済棒状燃料の追加(以下同じ)</p> <p>記載の適正化</p> <p>使用済棒状燃料の追加(以下同じ)</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACY の管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>者が貯蔵設備に立ち入るときは、燃料、溶液系燃料<u>及び</u>黒鉛混合燃料の管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。</p> <p>（燃料、溶液系燃料<u>及び</u>黒鉛混合燃料の貯蔵中の点検）</p> <p>第30条 臨界技術第1課長は、燃料、溶液系燃料<u>及び</u>黒鉛混合燃料の貯蔵中、6か月間に1回、次の各号に掲げる事項について、点検しなければならない。なお、点検においては、臨界に達しないように燃料、溶液系燃料<u>及び</u>黒鉛混合燃料を取り扱わなければならない。</p> <p>(1) 棒状燃料</p> <p>イ 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>ロ 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>ハ 棒状燃料収納容器及び棒状燃料の種類及び数量</p> <p>ニ 棒状燃料の貯蔵状況</p> <p>(2) 溶液燃料</p> <p>イ 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>ロ 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>ハ 溶液燃料の量</p> <p>ニ 溶液燃料中の可溶性中性子吸収材の濃度</p> <p>(3) ウラン酸化物燃料</p> <p>イ 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>ロ 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>ハ ウラン酸化物燃料収納容器の数量</p> <p>ニ ウラン酸化物燃料の貯蔵状況</p> <p>(4) ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料</p> <p>イ 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>ロ 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>ハ 貯蔵容器の数量</p> <p>ニ ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の貯蔵状況</p> <p>(5) コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料及びディスク型ウラン黒鉛混合燃料</p> <p>イ 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>ロ 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>ハ コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料及びディスク型ウラン黒鉛混合燃料の数量</p> <p>ニ コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料及びディスク型ウラン黒鉛混合燃料の貯蔵状況</p>	<p>従事する者以外の者が貯蔵設備に立ち入るときは、燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。</p> <p>（燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の貯蔵中の点検）</p> <p>第30条 臨界技術第1課長は、燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の貯蔵中、6か月間に1回、次の各号に掲げる事項について、点検しなければならない。なお、点検においては、臨界に達しないように燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>を取り扱わなければならない。</p> <p>(1) 棒状燃料</p> <p>イ 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>ロ 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>ハ 棒状燃料収納容器及び棒状燃料の種類及び数量</p> <p>ニ 棒状燃料の貯蔵状況</p> <p>(2) 溶液燃料</p> <p>イ 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>ロ 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>ハ 溶液燃料の量</p> <p>ニ 溶液燃料中の可溶性中性子吸収材の濃度</p> <p>(3) ウラン酸化物燃料</p> <p>イ 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>ロ 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>ハ ウラン酸化物燃料収納容器の数量</p> <p>ニ ウラン酸化物燃料の貯蔵状況</p> <p>(4) ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料</p> <p>イ 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>ロ 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>ハ 貯蔵容器の数量</p> <p>ニ ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の貯蔵状況</p> <p>(5) コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料及びディスク型ウラン黒鉛混合燃料</p> <p>イ 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>ロ 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>ハ コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料及びディスク型ウラン黒鉛混合燃料の数量</p> <p>ニ コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料及びディスク型ウラン黒鉛混合燃料の貯蔵状況</p> <p>(6) <u>使用済棒状燃料</u></p> <p><u>イ 貯蔵場所の異常の有無</u></p> <p><u>ロ 貯蔵設備の異常の有無</u></p> <p><u>ハ 使用済棒状燃料収納容器及び使用済棒状燃料の種類及び数量</u></p> <p><u>ニ 使用済棒状燃料の貯蔵状況</u></p>	<p>使用済棒状燃料の追加（以下同じ）</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACY の管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第31条 <u>削除</u></p> <p>第5章 放射性廃棄物の保管 (放射性廃棄物の保管)</p> <p>第32条 臨界技術第1課長は、STACYにおける放射性廃棄物のうち、STACYで保管する廃棄物は、別表第17に掲げる設備で保管しなければならない。</p> <p>第33条 (記載省略)</p> <p>第5章の2 不使用設備の管理 第33条の2 (記載省略)</p> <p>第6章 異常時の措置 第1節 警報回路及び安全保護回路が作動した場合の措置</p> <p>第34条 <u>削除</u></p> <p>第35条 <u>削除</u></p>	<p><u>(燃料の装荷)</u></p> <p>第31条 臨界技術第1課長は、燃料を炉心に装荷しようとするときは、次の各号に掲げる事項について、確認しなければならない。</p> <p><u>(1) 未臨界板が挿入されていること。</u></p> <p><u>(2) 炉心証明書に記載された炉心配置であること。</u></p> <p><u>(3) 燃料に異常がないこと。</u></p> <p>第5章 放射性廃棄物の保管 (放射性廃棄物の保管)</p> <p>第32条 臨界技術第1課長は、STACYにおける放射性廃棄物のうち、STACYで保管する廃棄物は、別表第17に掲げる設備で保管しなければならない。</p> <p><u>2 臨界技術第1課長は、STACYにおけるα固体廃棄物のうち、第2編別表第22に掲げるB-2レベルのものは封缶装置を使用して、鋼製容器に封缶しなければならない。</u></p> <p>第33条 (変更なし)</p> <p>第5章の2 不使用設備の管理 第33条の2 (変更なし)</p> <p>第6章 異常時の措置 第1節 警報回路及び安全保護回路が作動した場合の措置 <u>(警報回路が作動した場合の措置)</u></p> <p>第34条 臨界技術第1課長は、別表第5に掲げる警報回路が作動したときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。この場合において、その原因が特定施設にあるときは、工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p><u>2 工務第1課長は、前項の通報を受けたときは、正常状態に復帰させるための措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措置を臨界技術第1課長に通報しなければならない。</u></p> <p><u>3 臨界技術第1課長は、第1項で作動した警報回路が正常に復帰できない場合は、警報原因の区分に応じて別表第18に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 臨界技術第1課長は、別表第18に掲げる措置により原子炉を手動停止したときは、第37条に定める原子炉が計画外停止した場合等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(安全保護回路が作動した場合の措置)</u></p> <p>第35条 臨界技術第1課長は、安全保護回路が作動したときは、その原因及び状況を調査しなければならない。この場合において、その原因が特定施設にある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p><u>2 工務第1課長は、前項の通報を受けた場合において、その原因が特定施設にあるときは、その原因及び状況を調査し、復旧措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措</u></p>	<p>原子炉運転に関する変更</p> <p>封缶装置の使用を明確化</p> <p>原子炉運転に関する変更</p> <p>原子炉運転に関する変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACY の管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第36条 （記載省略）</p> <p>第37条 削除</p>	<p><u>置を臨界技術第1課長に通報しなければならない。</u></p> <p>3 <u>臨界技術第1課長は、安全保護回路が作動した原因及びその状況の把握に努め、第37条に定める原子炉が計画外停止した場合等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>第36条 （変更なし） <u>（原子炉が計画外停止した場合等の措置）</u></p> <p>第37条 臨界技術第1課長は、第35条に定める安全保護回路が作動したとき、第34条に定める警報回路が復帰できずに原子炉を停止したとき又は原子炉施設の保安を確保する必要から計画外に原子炉を手動停止したとき（以下、この編において「計画外停止」という。）は、計画外停止となった原因を除去するための措置を講ずるとともに、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) <u>作動した安全保護回路の項目及びその原因</u></p> <p>(2) <u>中性子出力の正常な低下</u></p> <p>(3) <u>安全板の完全挿入</u></p> <p>(4) <u>炉心タンク内の完全排水</u></p> <p>2 <u>臨界技術第1課長は、原子炉が計画外停止したときは、放射線管理第2課長に通報しなければならない。</u></p> <p>3 <u>放射線管理第2課長は、前項の通報を受けたときは、放射性物質の施設外及び施設内への放出の有無を確認し、臨界技術第1課長に通報しなければならない。</u></p> <p>4 <u>臨界技術第1課長は、第1項の措置及び確認を行ったとき並びに前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長、原子炉主任技術者及び品質保証課長に通報しなければならない。</u></p> <p>5 <u>臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</u> <u>（計画外停止後に原子炉を再起動する場合の措置）</u></p>	<p>原子炉運転に関する変更</p>
<p>第38条 削除</p>	<p>第38条 臨界技術第1課長は、原子炉が計画外停止した場合において、前条に定める措置を講じた結果、原子炉の運転を再開しようとするときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) <u>安全保護回路及び警報回路が正常に復帰していること。</u></p> <p>(2) <u>作動した安全保護回路又は警報回路の計器及び原子炉の運転に係る放射線測定器の指示が正常な値を示していること。</u></p> <p>(3) <u>第18条第1項及び第2項により確認した状態が維持されていること。</u></p> <p>2 <u>臨界技術第1課長は、前項の確認ののち、原子炉を再起動しようとするときは、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、臨界ホット試験技術部長の承認を受けずに原子炉を再起動することができる。</u></p> <p>(1) <u>STACY施設外で電気事故が発生し、その事故の波及又は波及防止の措置として原子炉を停止したとき。</u></p> <p>(2) <u>自然災害（地震を除く。）が発生し、その波及防止の措置として原子炉を停止したとき。</u></p> <p>3 <u>臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意</u></p>	<p>原子炉運転に関する変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 S T A C Y の管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第 2 節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第39条 臨界技術第 1 課長は、第33条の 2 の不使用設備の点検並びに第43条第 1 項の自然現象等が発生した<u>ときの点検の結果</u>、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第 1 課長に通報しなければならない。</p> <p>2 工務第 1 課長は、第43条第 1 項の自然現象等が発生した<u>ときの点検の結果</u>、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講ずるとともに、臨界技術第 1 課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第 1 課長は、前項の通報を受けたとき、第 2 編第56条の定めにより放射線管理第 2 課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき及び第 1 項の調査の結果、その異常が原子炉の運転に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。 (火災発生時の措置)</p> <p>第39条の 2 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、施設に火災が発生した場合は、第 1 編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</p> <p><u>2</u> 火災鎮火後、臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。</p> <p><u>3</u> 工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、前項の確認の結果を臨界技術第 1 課長に通報しなければならない。</p> <p><u>4</u> 臨界技術第 1 課長は、第 2 項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第 3 節 燃料、溶液系燃料<u>及び黒鉛混合燃料</u>の異常を認めた場合の措置 (燃料、溶液系燃料<u>及び黒鉛混合燃料</u>の点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第40条 臨界技術第 1 課長は、第28条第 3 項の燃料の受入れ検査、第30条の燃料、溶液系燃料<u>及び黒鉛混合燃料</u>の貯蔵中の点検等の結果、異常を認めるときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、その状況を臨界ホット試験技術部長に報告し、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p>	<p><u>を得なければならない。</u></p> <p>第 2 節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第39条 臨界技術第 1 課長は、<u>第18条の運転開始前の措置、第22条の運転停止後の措置</u>、第33条の 2 の不使用設備の点検並びに第43条の自然現象等が発生した場合の措置の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第 1 課長に通報しなければならない。</p> <p>2 工務第 1 課長は、<u>第18条の運転開始前の措置、第21条の原子炉運転日の巡視、第22条の運転停止後の措置、第27条の原子炉停止中の巡視及び第43条の自然現象等が発生した場合の措置</u>の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講ずるとともに、臨界技術第 1 課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第 1 課長は、前項の通報を受けたとき、第 2 編第56条の定めにより放射線管理第 2 課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき及び第 1 項の調査の結果、その異常が原子炉の運転に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。 (火災発生時の措置)</p> <p>第39条の 2 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、施設に火災が発生した場合は、第 1 編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</p> <p><u>2 臨界技術第 1 課長は、原子炉の運転中、施設内で火災が発生し、炉室の負圧が維持できなくなる等、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれがある場合、原子炉を停止しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 火災鎮火後、臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。</p> <p><u>4</u> 工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、前項の確認の結果を臨界技術第 1 課長に通報しなければならない。</p> <p><u>5</u> 臨界技術第 1 課長は、第 2 項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第 3 節 燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の異常を認めた場合の措置 (燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第40条 臨界技術第 1 課長は、第28条第 3 項の燃料<u>又は使用済棒状燃料</u>の受入れ検査、第30条の燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の貯蔵中の点検等の結果、異常を認めるときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、その状況を臨界ホット試験技術部長に報告し、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p>	<p>原子炉運転に関する変更 記載の適正化</p> <p>原子炉運転に関する変更 記載の適正化</p> <p>原子炉運転に関する変更</p> <p>項番号の繰下げ</p> <p>項番号の繰下げ</p> <p>項番号の繰下げ</p> <p>使用済棒状燃料の追加(以下同じ)</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACY の管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(1) 燃料、ウラン酸化物燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料及び黒鉛混合燃料に異常を認めるときは、異常なものと同様なものとを区別し、識別の容易な措置を講ずること。</p> <p>(2) 溶液燃料に漏えい等の異常を認めるときは、漏えいした溶液燃料を回収する等の措置を講ずること。</p> <p>(3) 汚染があるときは、放射線管理第 2 課長と協議して放射線管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>(燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の紛失を発見した場合の措置)</p> <p>第41条 臨界技術第 1 課長は、燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の紛失を発見したときは、臨界ホット試験技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>第 4 節 放射性廃棄物の異常を認めた場合の措置</p> <p>第42条 (記載省略)</p> <p>第 5 節 自然現象等が発生した場合の措置 (自然現象等が発生した場合の措置)</p> <p>第43条 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、震度 4 以上の地震が発生したときは、<u>臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を点検し、STACY の保安に影響がないことを確認しなければならない。</u>竜巻、火山による降灰、森林火災等により、施設の安全に影響を与えるおそれがあるとそれぞれの課長が認めるときも、同様とする。</p> <p>2 工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、前項の点検の結果を臨界技術第 1 課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第 1 課長は、第 1 項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、<u>臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p>4 臨界技術第 1 課長は、第 1 項のうち火山による降灰により、安全施設の安全機能を損なうおそれがあると認めるときは、<u>火山灰を除去しなければならない。</u></p>	<p>(1) 燃料、ウラン酸化物燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>に異常を認めるときは、異常なものと同様なものとを区別し、識別の容易な措置を講ずること。</p> <p>(2) 溶液燃料に漏えい等の異常を認めるときは、漏えいした溶液燃料を回収する等の措置を講ずること。</p> <p>(3) 汚染があるときは、放射線管理第 2 課長と協議して放射線管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>(燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の紛失を発見した場合の措置)</p> <p>第41条 臨界技術第 1 課長は、燃料、溶液系燃料、<u>黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料</u>の紛失を発見したときは、臨界ホット試験技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>第 4 節 放射性廃棄物の異常を認めた場合の措置</p> <p>第42条 (変更なし)</p> <p>第 5 節 自然現象等が発生した場合の措置 (自然現象等が発生した場合の措置)</p> <p>第43条 震度 4 以上の地震が発生したときは、<u>臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p>2 竜巻に対して、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 竜巻により STACY に影響が及ぶおそれがある場合、<u>臨界技術第 1 課長は、原子炉の運転中であっては、原子炉を停止しなければならない。</u></p> <p>(2) 竜巻が STACY 周辺を通過した場合又は通過したおそれがある場合、<u>臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p>3 火山の噴火に対して、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) STACY に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合、<u>臨界技術第 1 課長は、原子炉の運転中であっては、原子炉を停止しなければならない。</u></p> <p>(2) STACY に影響を及ぼす降灰があった場合、<u>臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p>(3) 降下火砕物の荷重により、STACY に損傷を及ぼすおそれがある場合、<u>臨界技術第 1 課長は、降下火砕物の除去を行わなければならない。</u></p> <p>4 原子力科学研究所内の森林火災、その他外部火災又は爆発が発生し、<u>STACY に影響を及ぼすおそれがある場合、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>臨界技術第 1 課長は、原子炉の運転中であっては、原子炉を停止しなければならない。</u> また、外部火災の影響によるばい煙が制御室に侵入するおそれがある場合は、制御室の換</p>	<p>使用済棒状燃料の追加(以下同じ)</p> <p>自然現象等が発生した場合の記載を明確化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACY の管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第 6 節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 第44条 （記載省略） 第 7 節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 第45条 （記載省略）</p> <p>第 7 章 放射線管理 第46条 ～ 第48条 （記載省略）</p>	<p><u>気空調設備を停止し、ダンパを閉止する。</u> <u>(2) 当該火災の終息後、臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u> 5 <u>STACY に到達するおそれがある津波が発生した場合、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 臨界技術第 1 課長は、原子炉の運転中にあつては、原子炉を停止しなければならない。</u> <u>(2) 原子力科学研究所の敷地に津波が遡上したときは、臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u> 6 <u>臨界技術第 1 課長は、原子炉の運転中、施設周辺で有毒ガスが発生した場合は、必要に応じて原子炉を停止するとともに、運転要員を退避させる措置を講じなければならない。</u> 7 <u>工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、第 1 項から第 5 項の点検の結果を臨界技術第 1 課長に通報しなければならない。</u> 8 <u>臨界技術第 1 課長は、第 1 項から第 5 項までの点検又は第 6 項の措置を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p>第 6 節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 第44条 （変更なし） 第 7 節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 第45条 （変更なし）</p> <p>第 7 章 放射線管理 第46条 ～ 第48条 （変更なし）</p>	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACY の管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考																		
別表第 1 <u>削除</u>	<p>別表第 1 <u>炉心構成の条件（第 5 条関係）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1329 275 2000 321">項 目</th> <th data-bbox="2000 275 2475 321">条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1329 321 2000 905">(1) <u>炉心</u> イ <u>ウラン棒状燃料</u> 1) <u>種類</u> 2) <u>^{235}U濃縮度</u> 3) <u>最大挿入量</u> 4) <u>挿入本数</u> ロ <u>中性子毒物添加棒状燃料</u> 1) <u>種類</u> 2) <u>^{235}U濃縮度</u> 3) <u>最大挿入量（燃料試料挿入管を含む。）</u></td> <td data-bbox="2000 321 2475 905"><u>二酸化ウラン</u> <u>10wt%以下</u> <u>720kgU</u> <u>50本以上900本以下（ただし、140cm超の給水によっても臨界とならない場合は900本以下）</u> <u>二酸化ウラン</u> <u>10wt%以下</u> <u>炉心に装荷する総ウラン重量（燃料試料挿入管を含む。）の1/100以下</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 905 2000 951">(2) <u>最大過剰反応度</u></td> <td data-bbox="2000 905 2475 951"><u>0.8ドル</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 951 2000 997">(3) <u>安全板による停止時の中性子実効増倍率</u></td> <td data-bbox="2000 951 2475 997"><u>0.985以下</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 997 2000 1089">(4) <u>最大反応度値を有する安全板 1 枚が挿入不能の場合の中性子実効増倍率</u></td> <td data-bbox="2000 997 2475 1089"><u>0.995以下</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1089 2000 1136">(5) <u>制御設備による最大反応度添加率</u></td> <td data-bbox="2000 1089 2475 1136"><u>3セント/s</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1136 2000 1182">(6) <u>可動装荷物による最大反応度添加率</u></td> <td data-bbox="2000 1136 2475 1182"><u>3セント/s</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1182 2000 1228">(7) <u>可動装荷物の反応度値</u></td> <td data-bbox="2000 1182 2475 1228"><u>0.3ドル以下</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1228 2000 1266">(8) <u>減速材及び反射材温度</u></td> <td data-bbox="2000 1228 2475 1266"><u>70℃以下</u></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	条 件	(1) <u>炉心</u> イ <u>ウラン棒状燃料</u> 1) <u>種類</u> 2) <u>^{235}U濃縮度</u> 3) <u>最大挿入量</u> 4) <u>挿入本数</u> ロ <u>中性子毒物添加棒状燃料</u> 1) <u>種類</u> 2) <u>^{235}U濃縮度</u> 3) <u>最大挿入量（燃料試料挿入管を含む。）</u>	<u>二酸化ウラン</u> <u>10wt%以下</u> <u>720kgU</u> <u>50本以上900本以下（ただし、140cm超の給水によっても臨界とならない場合は900本以下）</u> <u>二酸化ウラン</u> <u>10wt%以下</u> <u>炉心に装荷する総ウラン重量（燃料試料挿入管を含む。）の1/100以下</u>	(2) <u>最大過剰反応度</u>	<u>0.8ドル</u>	(3) <u>安全板による停止時の中性子実効増倍率</u>	<u>0.985以下</u>	(4) <u>最大反応度値を有する安全板 1 枚が挿入不能の場合の中性子実効増倍率</u>	<u>0.995以下</u>	(5) <u>制御設備による最大反応度添加率</u>	<u>3セント/s</u>	(6) <u>可動装荷物による最大反応度添加率</u>	<u>3セント/s</u>	(7) <u>可動装荷物の反応度値</u>	<u>0.3ドル以下</u>	(8) <u>減速材及び反射材温度</u>	<u>70℃以下</u>	原子炉運転に関する変更
項 目	条 件																			
(1) <u>炉心</u> イ <u>ウラン棒状燃料</u> 1) <u>種類</u> 2) <u>^{235}U濃縮度</u> 3) <u>最大挿入量</u> 4) <u>挿入本数</u> ロ <u>中性子毒物添加棒状燃料</u> 1) <u>種類</u> 2) <u>^{235}U濃縮度</u> 3) <u>最大挿入量（燃料試料挿入管を含む。）</u>	<u>二酸化ウラン</u> <u>10wt%以下</u> <u>720kgU</u> <u>50本以上900本以下（ただし、140cm超の給水によっても臨界とならない場合は900本以下）</u> <u>二酸化ウラン</u> <u>10wt%以下</u> <u>炉心に装荷する総ウラン重量（燃料試料挿入管を含む。）の1/100以下</u>																			
(2) <u>最大過剰反応度</u>	<u>0.8ドル</u>																			
(3) <u>安全板による停止時の中性子実効増倍率</u>	<u>0.985以下</u>																			
(4) <u>最大反応度値を有する安全板 1 枚が挿入不能の場合の中性子実効増倍率</u>	<u>0.995以下</u>																			
(5) <u>制御設備による最大反応度添加率</u>	<u>3セント/s</u>																			
(6) <u>可動装荷物による最大反応度添加率</u>	<u>3セント/s</u>																			
(7) <u>可動装荷物の反応度値</u>	<u>0.3ドル以下</u>																			
(8) <u>減速材及び反射材温度</u>	<u>70℃以下</u>																			
別表第 2 <u>削除</u>	<p>別表第 2 <u>安全保護回路の作動条件（第 7 条関係、第 15 条関係）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1329 1314 1685 1360">項 目</th> <th data-bbox="1685 1314 2110 1360">作 動 条 件</th> <th data-bbox="2110 1314 2475 1360">解除の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1329 1360 1685 1581">原 子 炉</td> <td data-bbox="1685 1360 2110 1581"><u>起動系炉周期短</u> <u>5 秒以下になったとき。</u></td> <td data-bbox="2110 1360 2475 1581"><u>臨界未満状態でパルス中性子実験を行うとき。</u> <u>原子炉起動時の臨界未満状態で起動用中性子源を挿入するとき。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1581 1685 1801">ス ク</td> <td data-bbox="1685 1581 2110 1801"><u>運転系対数出力系炉周期短</u> <u>5 秒以下になったとき。</u></td> <td data-bbox="2110 1581 2475 1801"><u>臨界未満状態でパルス中性子実験を行うとき。</u> <u>原子炉起動時の臨界未満状態で起動用中性子源を挿入するとき。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1801 1685 1892">ラ</td> <td data-bbox="1685 1801 2110 1892"><u>安全出力系出力高</u> <u>200W の 110% 以上になったとき。</u></td> <td data-bbox="2110 1801 2475 1892">＝</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	作 動 条 件	解除の条件	原 子 炉	<u>起動系炉周期短</u> <u>5 秒以下になったとき。</u>	<u>臨界未満状態でパルス中性子実験を行うとき。</u> <u>原子炉起動時の臨界未満状態で起動用中性子源を挿入するとき。</u>	ス ク	<u>運転系対数出力系炉周期短</u> <u>5 秒以下になったとき。</u>	<u>臨界未満状態でパルス中性子実験を行うとき。</u> <u>原子炉起動時の臨界未満状態で起動用中性子源を挿入するとき。</u>	ラ	<u>安全出力系出力高</u> <u>200W の 110% 以上になったとき。</u>	＝	原子炉運転に関する変更						
項 目	作 動 条 件	解除の条件																		
原 子 炉	<u>起動系炉周期短</u> <u>5 秒以下になったとき。</u>	<u>臨界未満状態でパルス中性子実験を行うとき。</u> <u>原子炉起動時の臨界未満状態で起動用中性子源を挿入するとき。</u>																		
ス ク	<u>運転系対数出力系炉周期短</u> <u>5 秒以下になったとき。</u>	<u>臨界未満状態でパルス中性子実験を行うとき。</u> <u>原子炉起動時の臨界未満状態で起動用中性子源を挿入するとき。</u>																		
ラ	<u>安全出力系出力高</u> <u>200W の 110% 以上になったとき。</u>	＝																		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACYの管理） 新旧対照表

変更前	変更後			備考
	ム	積分出力高	0.1kW・h以上になったとき。	=====
		炉心タンク水位高	最大給水制限スイッチが炉心タンク内水位を検知したとき。	=====
		地震加速度（水平）大	0.25m/s ² （25Gal）以上の水平地震が発生したとき。	=====
		地震加速度（垂直）大	0.25m/s ² （25Gal）以上の垂直地震が発生したとき。	=====
		電源電圧低	90V以下になったとき。	=====
		高圧電源電圧低	設定電圧の-10%以下になったとき。	=====
		手動スクラム	スクラムボタンを押したとき。	=====
		安全スイッチ	スイッチボタンを押したとき。	=====
		炉室（S）遮蔽扉開	閉でない。	=====
		炉下室（S）遮蔽扉開	閉でない。	=====
別表第3 ～ 別記様式4（記載省略） 別表第5 削除	別表第3 ～ 別記様式4（変更なし） 別表第5 警報回路の作動条件（第16条関係）			原子炉運転に関する変更
項目		作動条件		
起動系	炉周期短	20秒以下になったとき。		
	高圧電源電圧低	設定電圧の-5%以下になったとき。		
運転系線型出力系	測定範囲逸脱	各測定レンジの10%以下又は90%以上になったとき。		
	高圧電源電圧低	設定電圧の-5%以下になったとき。		
運転系対数出力系	炉周期短	20秒以下になったとき。		
	高圧電源電圧低	設定電圧の-5%以下になったとき。		
安全出力系	出力高	原子炉出力180W以上になったとき。		
	積分出力高	原子炉積分出力40W・h以上になったとき。		
	高圧電源電圧低	設定電圧の-5%以下になったとき。		
炉心タンク水位高		炉心タンク内水位が予想臨界水位の3/4以上になったとき。		
高速給水流量高		炉心タンク水位上昇速度2.5mm/sに相当する流量以上になったとき。		
低速給水流量高		反応度添加率3セント/s及び炉心タンク水位上昇速度1mm/sに相当する流量以上になったとき。		
炉心温度高		70℃以上になったとき。		
ダンプ槽温度高		70℃以上になったとき。		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACY の管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考																								
別表第 6 削除	別表第 6 炉室の負圧の維持の基準（第17条関係）	原子炉運転に関する変更																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1329 275 1911 317">項 目</th> <th data-bbox="1920 275 2478 317">維 持 管 理 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1329 323 1911 403">炉室内の圧力</td> <td data-bbox="1920 323 2478 403"> -49 ～ -245Pa (水柱-5mm ～ -25mm) </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	維 持 管 理 値	炉室内の圧力	-49 ～ -245Pa (水柱-5mm ～ -25mm)																					
項 目	維 持 管 理 値																									
炉室内の圧力	-49 ～ -245Pa (水柱-5mm ～ -25mm)																									
別表第 7 (記載省略)	別表第 7 (変更なし)																									
別表第 8 削除	別表第 8 原子炉起動時に正常な状態であることを確認すべき施設・設備（第18条関係）	原子炉運転に関する変更																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1329 518 1982 560">施 設</th> <th data-bbox="1991 518 2478 560">設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1329 567 1647 785" rowspan="4">本体施設</td> <td data-bbox="1656 567 2478 602">原子炉本体</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 609 2478 644">炉心タンク</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 651 2478 686">計測制御系統施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 693 2478 728">中性子計測設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 735 2478 770">制御設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 777 2478 812">安全保護回路</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 819 2478 854">気体廃棄施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 861 2478 896">気体廃棄物処理設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 903 1647 1012" rowspan="5">特定施設</td> <td data-bbox="1656 903 2478 938">受変電設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 945 2478 980">非常用電源設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 987 2478 1022">気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 1029 2478 1064">液体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 1071 2478 1106">圧縮空気設備</td> </tr> </tbody> </table>	施 設	設 備	本体施設	原子炉本体	炉心タンク	計測制御系統施設	中性子計測設備	制御設備	安全保護回路	気体廃棄施設	気体廃棄物処理設備	特定施設	受変電設備	非常用電源設備	気体廃棄設備	液体廃棄設備	圧縮空気設備								
施 設	設 備																									
本体施設	原子炉本体																									
	炉心タンク																									
	計測制御系統施設																									
	中性子計測設備																									
制御設備																										
安全保護回路																										
気体廃棄施設																										
気体廃棄物処理設備																										
特定施設	受変電設備																									
	非常用電源設備																									
	気体廃棄設備																									
	液体廃棄設備																									
	圧縮空気設備																									
別表第 9 (記載省略)	別表第 9 (変更なし)																									
別表第 10 削除	別表第 10 原子炉運転停止後の本体施設及び特定施設の点検（第22条関係）	原子炉運転に関する変更																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1329 1121 1647 1163">施 設 区 分</th> <th data-bbox="1656 1121 1982 1163">設 備 等</th> <th data-bbox="1991 1121 2478 1163">確 認 す べ き 設 備 状 態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1329 1169 1647 1205">本体施設</td> <td data-bbox="1656 1169 1982 1205">制御設備</td> <td data-bbox="1991 1169 2478 1205">ダンプ槽の水位</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1211 1647 1381" rowspan="4">特定施設</td> <td data-bbox="1656 1211 1982 1247">受変電設備</td> <td data-bbox="1991 1211 2478 1247">電源の電圧</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 1253 1982 1289">気体廃棄設備</td> <td data-bbox="1991 1253 2478 1289">排風機の作動状態</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 1295 1982 1331">液体廃棄設備</td> <td data-bbox="1991 1295 2478 1331">貯槽の液位</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 1337 1982 1373">圧縮空気設備</td> <td data-bbox="1991 1337 2478 1373">圧縮機の作動状態</td> </tr> </tbody> </table>	施 設 区 分	設 備 等	確 認 す べ き 設 備 状 態	本体施設	制御設備	ダンプ槽の水位	特定施設	受変電設備	電源の電圧	気体廃棄設備	排風機の作動状態	液体廃棄設備	貯槽の液位	圧縮空気設備	圧縮機の作動状態										
施 設 区 分	設 備 等	確 認 す べ き 設 備 状 態																								
本体施設	制御設備	ダンプ槽の水位																								
特定施設	受変電設備	電源の電圧																								
	気体廃棄設備	排風機の作動状態																								
	液体廃棄設備	貯槽の液位																								
	圧縮空気設備	圧縮機の作動状態																								
別表第 11 ～ 別表第 15 の 2 (記載省略)	別表第 11 ～ 別表第 15 の 2 (変更なし)																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4" data-bbox="1329 1457 2478 1493">別表第 15 の 3 維持すべき機器等（第27条の 2 関係）</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1329 1499 1596 1541">分 類</th> <th data-bbox="1605 1499 1982 1541">種 類</th> <th data-bbox="1991 1499 2297 1541">設 置 場 所</th> <th data-bbox="2306 1499 2478 1541">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1329 1547 1596 1894" rowspan="6">避難用の照明*¹</td> <td data-bbox="1605 1547 1982 1667" rowspan="2">保安灯</td> <td data-bbox="1991 1547 2297 1610">実験棟A</td> <td data-bbox="2306 1547 2478 1610">40 台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1991 1617 2297 1667">実験棟B</td> <td data-bbox="2306 1617 2478 1667">16 台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1673 1982 1793" rowspan="2">非常用照明灯</td> <td data-bbox="1991 1673 2297 1736">実験棟A</td> <td data-bbox="2306 1673 2478 1736">145 台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1991 1743 2297 1793">実験棟B</td> <td data-bbox="2306 1743 2478 1793">98 台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1799 1982 1894" rowspan="2">誘導灯</td> <td data-bbox="1991 1799 2297 1862">実験棟A</td> <td data-bbox="2306 1799 2478 1862">74 台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1991 1869 2297 1894">実験棟B</td> <td data-bbox="2306 1869 2478 1894">53 台</td> </tr> </tbody> </table>	別表第 15 の 3 維持すべき機器等（第27条の 2 関係）				分 類	種 類	設 置 場 所	数 量	避難用の照明* ¹	保安灯	実験棟A	40 台	実験棟B	16 台	非常用照明灯	実験棟A	145 台	実験棟B	98 台	誘導灯	実験棟A	74 台	実験棟B	53 台	新規制基準施行に伴う記載の追加
別表第 15 の 3 維持すべき機器等（第27条の 2 関係）																										
分 類	種 類	設 置 場 所	数 量																							
避難用の照明* ¹	保安灯	実験棟A	40 台																							
		実験棟B	16 台																							
	非常用照明灯	実験棟A	145 台																							
		実験棟B	98 台																							
	誘導灯	実験棟A	74 台																							
		実験棟B	53 台																							

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 S T A C Y の管理） 新旧対照表

変更前				変更後				備考	
				可搬式の 仮設照明* ¹	懐中電灯		実験棟入口付近	2台	
					仮設照明（蓄電池式）		実験棟入口付近	1台	
				通信連絡設備* ²	一斉放送装置	放送端末	制御室	1台	
						スピーカ	実験棟A	52台	
					ページング装置		実験棟B	46台	
							実験棟A	47台	
					施設間通信 連絡設備	固定電話	事故現場指揮所	1台	
				携帯電話		事故現場指揮所	1台		
				溢水防護設備	マンホール蓋		実験棟B	2枚	
				漏えい警報装置	副警報盤* ³		管理棟	1台	
				* 1：別図第 4 に配置を示す。				使用済棒状燃料の追加	
				* 2：別図第 5 に配置を示す。					
				* 3：この表において副警報盤とは、廃液貯槽（中レベル廃液系、低レベル廃液系、極低レベル廃液系、有機廃液系）及びU溶液貯槽の漏えい検知器に関するものをいう。					
別表第16 貯蔵施設における燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の貯蔵制限量（第29条関係）				別表第16 貯蔵施設における燃料、溶液系燃料、黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料の貯蔵制限量（第29条関係）					
種類		貯蔵施設		制限量	種類		貯蔵施設		制限量
		貯蔵場所	貯蔵設備				貯蔵場所	貯蔵設備	
棒状燃料	ウラン濃縮度 約 5wt%	炉室（S）	棒状燃料貯蔵設備 棒状燃料収納容器	294kgU	棒状燃料	ウラン濃縮度 約 5wt%	炉室（S）	棒状燃料貯蔵設備 棒状燃料収納容器	294kgU
溶液燃料	ウラン濃縮度 約 10wt%	溶液貯蔵室－7	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	150kgU	溶液燃料	ウラン濃縮度 約 10wt%	溶液貯蔵室－7	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	150kgU
		溶液貯蔵室－9	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	150kgU			溶液貯蔵室－9	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	150kgU
	ウラン濃縮度 約 6wt%	溶液貯蔵室－9	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	500kgU	ウラン濃縮度 約 6wt%	溶液貯蔵室－9	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	500kgU	
ウラン・プルトニウム混合 酸化物燃料	プルトニウム	P u 保管室－3	粉末燃料貯蔵設備 P u 保管ピット	60kgPu	ウラン・プルトニウム混合 酸化物燃料	プルトニウム	P u 保管室－3	粉末燃料貯蔵設備 P u 保管ピット	60kgPu
	劣化ウラン	P u 保管室－3	粉末燃料貯蔵設備 P u 保管ピット	180kgU		劣化ウラン	P u 保管室－3	粉末燃料貯蔵設備 P u 保管ピット	180kgU
ウラン酸化物 燃料	ウラン濃縮度 約 1.5wt%	U保管室	ウラン酸化物燃料貯蔵設備 ウラン酸化物燃料収納架台	92kgU	ウラン酸化物 燃料	ウラン濃縮度 約 1.5wt%	U保管室	ウラン酸化物燃料貯蔵設備 ウラン酸化物燃料収納架台	92kgU

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACYの管理） 新旧対照表

変更前					変更後					備考	
コンパクト型 ウラン黒鉛混 合燃料	ウラン濃縮度 約 2~6wt%	U保管室	使用済ウラン黒鉛混合燃料 貯蔵設備 コンパクト型ウラン黒鉛混 合燃料収納架台	260kgU	コンパクト型 ウラン黒鉛混 合燃料	ウラン濃縮度 約 2~6wt%	U保管室	使用済ウラン黒鉛混合燃料 貯蔵設備 コンパクト型ウラン黒鉛混 合燃料収納架台	260kgU	使用済棒状燃料の追加 (表中において以下同 じ)	
ディスク型 ウラン黒鉛 混合燃料	ウラン濃縮度 約 20wt%	U保管室	使用済ウラン黒鉛混合燃料 貯蔵設備 ディスク型ウラン黒鉛混合 燃料収納架台	67kgU	ディスク型 ウラン黒鉛 混合燃料	ウラン濃縮度 約 20wt%	U保管室	使用済ウラン黒鉛混合燃料 貯蔵設備 ディスク型ウラン黒鉛混合 燃料収納架台	67kgU		
					酸化ウラン 燃料	ウラン濃縮度 約 0.7~3.2wt%	U保管室	使用済棒状燃料貯蔵設備 使用済棒状燃料収納容器	2092kgU		
					ウラン・プ ルトニウム混 合燃料	プルトニウム富化度 約 1.2~4.7wt%	U保管室	使用済棒状燃料貯蔵設備 使用済棒状燃料収納容器	1kgPu		
					酸化ウラン 燃料	ウラン濃縮度 約 0.7wt%	U保管室	使用済棒状燃料貯蔵設備 使用済棒状燃料収納容器	37kgU		
					酸化トリウム 燃料	トリウム	U保管室	使用済棒状燃料貯蔵設備 使用済棒状燃料収納容器	40kgTh		
別表第16の2 ~ 別表第17 (記載省略)					別表第16の2 ~ 別表第17 (変更なし)						
別表第17の2 不使用設備 (第33条の2 関係)					別表第17の2 不使用設備 (第33条の2 関係)						
旧施設区分	旧設備名称	設備・機器			旧施設区分	旧設備名称	設備・機器				不使用設備のうち撤去済 みの設備を削除 (表中に おいて以下同じ)
原子炉本体	原子炉容器	非均質円筒型炉心タンク			(削る)	(削る)	(削る)				
		円筒型炉心タンク (600φ)					(削る)				
		円筒型炉心タンク (800φ)					(削る)				
		平板型炉心タンク (280T)					(削る)				
		平板型炉心タンク (350T固定側)					(削る)				
		平板型炉心タンク (350T移動側)					(削る)				
		円筒型炉心タンク (1000φPu) *					(削る)				
		円筒型炉心タンク (400φPu) *					(削る)				
	炉心水槽*					(削る)					
核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	調整設備	戻液受槽			核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	調整設備	戻液受槽				
		U溶液受槽 A					U溶液受槽 A				
		U溶液受槽 B					U溶液受槽 B				
		U濃縮缶					U濃縮缶				
		U濃縮缶デミスタ					U濃縮缶デミスタ				
		U濃縮液槽					U濃縮液槽				
		U凝縮液槽					U凝縮液槽				
		U凝縮器					U凝縮器				

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 S T A C Y の管理） 新旧対照表

変 更 前		変 更 後		備 考
	U濃縮液冷却器		U濃縮液冷却器	
	ライン混合器		ライン混合器	
	U溶液ポット		U溶液ポット	
	U溶液中間槽		U溶液中間槽	
	U濃縮液ポット		U濃縮液ポット	
	U濃縮液中間槽		U濃縮液中間槽	
	溶液払出ポット		溶液払出ポット	
	溶液払出中間槽		溶液払出中間槽	
	戻液ポット		戻液ポット	
	戻液中間槽		戻液中間槽	
	P u 溶液受槽 A *		P u 溶液受槽 A *	
	P u 溶液受槽 B *		P u 溶液受槽 B *	
	P u 濃縮缶 *		P u 濃縮缶 *	
	P u 濃縮液槽 *		P u 濃縮液槽 *	
	P u 凝縮液槽 *		P u 凝縮液槽 *	
	P u 溶液ポット *		P u 溶液ポット *	
	P u 溶液中間槽 *		P u 溶液中間槽 *	
	P u 濃縮液ポット *		P u 濃縮液ポット *	
	P u 濃縮液中間槽 *		P u 濃縮液中間槽 *	
	精留塔 *		精留塔 *	
	P u 凝縮器 *		P u 凝縮器 *	
	P u 濃縮液冷却器 *		P u 濃縮液冷却器 *	
	混合槽		混合槽	
	溶液払出槽		溶液払出槽	
	ノックアウトポット (I)		ノックアウトポット (I)	
	ノックアウトポット (II)		ノックアウトポット (II)	
	ノックアウトポット (III)		ノックアウトポット (III)	
	ノックアウトポット (IV)		ノックアウトポット (IV)	
	調整設備グローブボックス (I)		調整設備グローブボックス (I)	
	調整設備グローブボックス (II)		調整設備グローブボックス (II)	
	調整設備グローブボックス (III)		調整設備グローブボックス (III)	
	調整設備グローブボックス (IV)		調整設備グローブボックス (IV)	
	調整設備グローブボックス (V)		調整設備グローブボックス (V)	
	調整設備グローブボックス (VI)		調整設備グローブボックス (VI)	
	サンプリング用グローブボックス (I)		サンプリング用グローブボックス (I)	
	配管・弁		配管・弁	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 S T A C Y の管理） 新旧対照表

変 更 前			変 更 後			備 考
	精製設備	調整液槽		精製設備	調整液槽	
		抽出器			抽出器	
		抽残液洗浄器			抽残液洗浄器	
		抽残液槽 A			抽残液槽 A	
		抽残液槽 B			抽残液槽 B	
		P u 逆抽出器*			P u 逆抽出器*	
		P u 溶液洗浄器*			P u 溶液洗浄器*	
		U 溶媒槽 A			U 溶媒槽 A	
		U 溶媒槽 B			U 溶媒槽 B	
		U 溶媒槽 C			U 溶媒槽 C	
		U 逆抽出器			U 逆抽出器	
		U 溶液洗浄器			U 溶液洗浄器	
		調整液ろ過器			調整液ろ過器	
		調整液ポット			調整液ポット	
		調整液中間槽			調整液中間槽	
		U 溶媒ポット			U 溶媒ポット	
		U 溶媒中間槽			U 溶媒中間槽	
		ノックアウトポット			ノックアウトポット	
		ミキサセトラドレン回収ポット (I)			ミキサセトラドレン回収ポット (I)	
		ミキサセトラドレン回収ポット (II)			ミキサセトラドレン回収ポット (II)	
		精製設備グローブボックス (I)			精製設備グローブボックス (I)	
		精製設備グローブボックス (II)			精製設備グローブボックス (II)	
		精製設備グローブボックス (III)			精製設備グローブボックス (III)	
	サンプリング用グローブボックス (III)	サンプリング用グローブボックス (III)				
	配管・弁	配管・弁				
	供給設備 (I)	ダンプ槽 I A		供給設備 (I)	ダンプ槽 I A	
		ダンプ槽 I B			ダンプ槽 I B	
		ダンプ槽 II			ダンプ槽 II	
		よう素吸着塔			よう素吸着塔	
		燃料取扱ボックス			燃料取扱ボックス	
		給排液ヘッダボックス			給排液ヘッダボックス	
		配管・弁			配管・弁	
	調整附属設備	U 溶解槽		調整附属設備	U 溶解槽	
		P u 溶解槽*			P u 溶解槽*	
		還元槽*			還元槽*	
		ろ過器 (I) A			ろ過器 (I) A	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 S T A C Y の管理） 新旧対照表

変 更 前			変 更 後			備 考
		ろ過器（Ⅰ）B			ろ過器（Ⅰ）B	
		ろ過器（Ⅱ）			ろ過器（Ⅱ）	
		ろ過器（Ⅲ）＊			ろ過器（Ⅲ）＊	
		フィルタボックス＊			フィルタボックス＊	
		P uエアフィルタ＊			P uエアフィルタ＊	
		送液ポット			送液ポット	
		溶解液計量槽			溶解液計量槽	
		U溶解オフガス凝縮器			U溶解オフガス凝縮器	
		U溶解オフガス分離器			U溶解オフガス分離器	
		調整附属設備グローブボックス（Ⅰ）			調整附属設備グローブボックス（Ⅰ）	
		調整附属設備グローブボックス（Ⅱ）＊			調整附属設備グローブボックス（Ⅱ）＊	
		中間ポット用グローブボックス＊			中間ポット用グローブボックス＊	
		P uブロワ用グローブボックス＊			P uブロワ用グローブボックス＊	
		配管・弁			配管・弁	
	精製附属設備	廃溶媒槽			廃溶媒槽	
		溶媒洗浄器			溶媒洗浄器	
		溶媒槽			溶媒槽	
		溶媒洗浄廃液洗浄器			溶媒洗浄廃液洗浄器	
		洗浄溶媒中間槽			洗浄溶媒中間槽	
		洗浄廃液ポット			洗浄廃液ポット	
		洗浄廃液中間槽			洗浄廃液中間槽	
		水分払出ポット			水分払出ポット	
		水分払出中間槽			水分払出中間槽	
		油分払出ポット			油分払出ポット	
		油分払出中間槽			油分払出中間槽	
		廃溶媒ポット			廃溶媒ポット	
		廃溶媒中間槽			廃溶媒中間槽	
		廃希釈剤ポット			廃希釈剤ポット	
		廃希釈剤中間槽			廃希釈剤中間槽	
		洗浄廃液槽 A			洗浄廃液槽 A	
		洗浄廃液槽 B			洗浄廃液槽 B	
		廃希釈剤槽 A			廃希釈剤槽 A	
		廃希釈剤槽 B			廃希釈剤槽 B	
		T B P 吸着塔 A			T B P 吸着塔 A	
T B P 吸着塔 B	T B P 吸着塔 B					
希釈剤槽	希釈剤槽					

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 S T A C Y の管理） 新旧対照表

変 更 前			変 更 後			備 考	
		油水受槽（Ⅰ）			油水受槽（Ⅰ）		
		油水受槽（Ⅱ）			油水受槽（Ⅱ）		
		油水分離槽			油水分離槽		
		油水中間ポット			油水中間ポット		
		溶媒ろ過器（Ⅰ）			溶媒ろ過器（Ⅰ）		
		溶媒ろ過器（Ⅱ）			溶媒ろ過器（Ⅱ）		
		精製附属設備グローブボックス（Ⅱ）			精製附属設備グローブボックス（Ⅱ）		
		精製附属設備グローブボックス（Ⅲ）			精製附属設備グローブボックス（Ⅲ）		
		精製附属設備グローブボックス（Ⅳ）			精製附属設備グローブボックス（Ⅳ）		
		精製附属設備グローブボックス（Ⅴ）			精製附属設備グローブボックス（Ⅴ）		
		配管・弁			配管・弁		
		燃取補助設備			ウラナス電解槽		燃取補助設備
	ウラナス供給槽		ウラナス供給槽				
	ウラナス供給ラインヒータ		ウラナス供給ラインヒータ				
	燃取補助設備グローブボックス（Ⅲ）		燃取補助設備グローブボックス（Ⅲ）				
	配管・弁（溶液系燃料の管理に供しない範囲）		配管・弁（溶液系燃料の管理に供しない範囲）				
	粉末燃料取扱設備	開梱エアクレーン*	粉末燃料取扱設備	開梱エアクレーン*			
		払出エアクレーン*		払出エアクレーン*			
		リフター*		リフター*			
		移送トンネル*		移送トンネル*			
		粉末燃料取扱設備グローブボックス（Ⅰ）*		粉末燃料取扱設備グローブボックス（Ⅰ）*			
		粉末燃料取扱設備グローブボックス（Ⅱ）*		粉末燃料取扱設備グローブボックス（Ⅱ）*			
		配管・弁*		配管・弁*			
	溶液燃料貯蔵設備	P u 溶液貯槽*	溶液燃料貯蔵設備	P u 溶液貯槽*			
		P u 溶液貯槽（予備槽）*		P u 溶液貯槽（予備槽）*			
		P u 溶液校正ポット*		P u 溶液校正ポット*			
		ノックアウトポット（Ⅱ）*		ノックアウトポット（Ⅱ）*			
		U 溶液貯槽（Ⅲ）*		U 溶液貯槽（Ⅲ）*			
		溶液燃料貯蔵設備グローブボックス（Ⅲ）*		溶液燃料貯蔵設備グローブボックス（Ⅲ）*			
		配管・弁（溶液系燃料の管理に供しない範囲）*		配管・弁（溶液系燃料の管理に供しない範囲）*			
	計測制御 系統施設	計装設備	触針式液位計 A	計測制御 系統施設	(削る)		(削る)
			触針式液位計 B				(削る)
			サーボ式液位計				(削る)
制御設備		安全板駆動装置 A	制御設備		(削る)		
		安全板駆動装置 B			(削る)		
		安全棒駆動装置 A			(削る)		

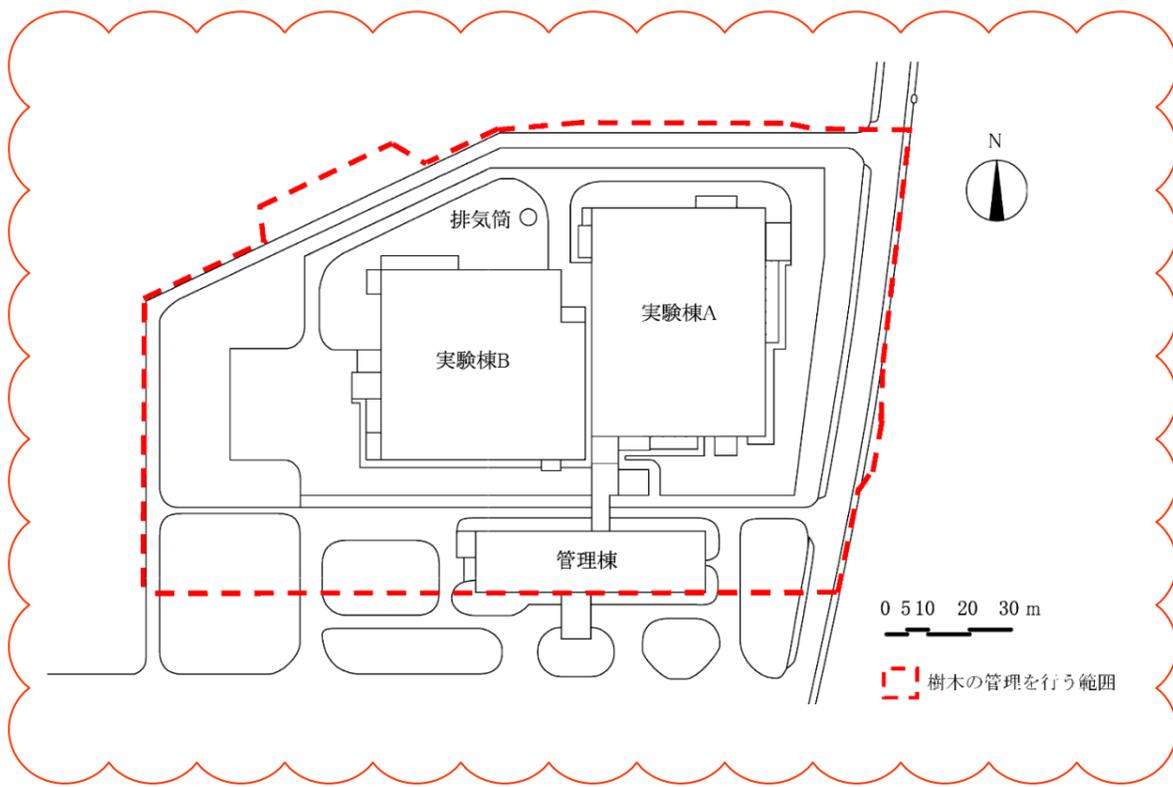
原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACYの管理） 新旧対照表

変 更 前			変 更 後			備 考
		安全棒駆動装置B			(削る)	
		安全棒駆動装置C			(削る)	
		安全棒駆動装置D			(削る)	
		安全棒駆動装置E			(削る)	
		安全棒駆動装置F			(削る)	
		安全棒駆動装置G			(削る)	
		安全棒駆動装置H			(削る)	
		安全棒駆動装置I			(削る)	
		安全棒弁ボックス			(削る)	
		高速給液ポンプ			高速給液ポンプ	
		低速給液ポンプA			低速給液ポンプA	
		低速給液ポンプB			低速給液ポンプB	
		配管・弁			配管・弁	
		放射性廃棄物の 廃棄施設			気体廃棄物廃棄施設 (槽ベント設備A)	
よう素吸着塔	よう素吸着塔					
減衰管	減衰管					
配管・弁	配管・弁					
液体廃棄物廃棄設備 (α廃液系設備)	濃縮廃液貯槽A*		液体廃棄物廃棄設備 (α廃液系設備)	濃縮廃液貯槽A*		
	アメリシウム廃液貯槽A*			アメリシウム廃液貯槽A*		
	アメリシウム廃液貯槽B*			アメリシウム廃液貯槽B*		
	有機廃液貯槽(A)-1*			有機廃液貯槽(A)-1*		
	有機廃液貯槽(A)-2*			有機廃液貯槽(A)-2*		
	廃液蒸発装置(回収水調整槽)*			廃液蒸発装置(回収水調整槽)*		
	液体廃棄物廃棄設備グローブボックス(Ⅲ)*			液体廃棄物廃棄設備グローブボックス(Ⅲ)*		
	廃液貯蔵フード*			廃液貯蔵フード*		
配管・弁*	配管・弁*					
その他原子炉の 附属施設	実験設備		実験用装荷物駆動装置A	その他原子炉の 附属施設	実験設備	(削る)
		実験用装荷物駆動装置B	(削る)			
		実験用装荷物駆動装置C	(削る)			
		実験用装荷物駆動装置I	実験用装荷物駆動装置I			
		反射体*	反射体*			
		吸収体*	吸収体*			
	換気空調設備	排気フィルタユニット(実験棟Aグローブボ ックス第1排気系)*	換気空調設備		排気フィルタユニット(実験棟Aグローブボ ックス第1排気系)*	
		常用排風機A(実験棟Aグローブボックス第1 排気系)*			常用排風機A(実験棟Aグローブボックス第1 排気系)*	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 S T A C Y の管理） 新旧対照表

変 更 前			変 更 後			備 考
		常用排風機 B（実験棟 A グローブボックス第 1 排気系）*			常用排風機 B（実験棟 A グローブボックス第 1 排気系）*	
		補助排風機 A（実験棟 A グローブボックス第 1 排気系）*			補助排風機 A（実験棟 A グローブボックス第 1 排気系）*	
		補助排風機 B（実験棟 A グローブボックス第 1 排気系）*			補助排風機 B（実験棟 A グローブボックス第 1 排気系）*	
		ダクト*			ダクト*	
	分析設備 (分析試料受入装置)	分析試料受入装置 (サンプリング用グローブボックス (I))	分析設備 (分析試料受入装置)	分析試料受入装置 (サンプリング用グローブボックス (I))		
		分析試料受入装置 (サンプリング用グローブボックス (II))		分析試料受入装置 (サンプリング用グローブボックス (II))		
		分析試料受入装置 (サンプリング用グローブボックス (III))		分析試料受入装置 (サンプリング用グローブボックス (III))		
		分析試料受入装置 (サンプリング用グローブボックス (IV))		分析試料受入装置 (サンプリング用グローブボックス (IV))		
		分析試料受入装置 (試料搬出用グローブボックス)		分析試料受入装置 (試料搬出用グローブボックス)		
		分析試料受入装置 (S T A C Y 炉下室給排液ヘッダボックス)		分析試料受入装置 (S T A C Y 炉下室給排液ヘッダボックス)		
		分析試料受入装置 (T R A C Y 炉下室給排液ヘッダボックス)		分析試料受入装置 (T R A C Y 炉下室給排液ヘッダボックス)		
		配管・弁		配管・弁		
	修理調整用グローブボックス	(削る)				
	メンテナンスグローブボックス	メンテナンスグローブボックス				
	* : 汚染閉じ込め管理を必要としない設備・機器であるため、第33条の2第3項の点検対象外とする。			* : 汚染閉じ込め管理を必要としない設備・機器であるため、第33条の2第3項の点検対象外とする。		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACYの管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
	<p>別図第3 STACY周辺に係る樹木の管理の範囲</p> 	<p>原子炉運転に伴い樹木の管理の範囲を追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACYの管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
	<div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: right; font-size: small;">別図第 4 (その 1) STACYの避難用の照明の配置図 (実験棟地下 1 階平面図)</p>	<p>原子炉運転に伴い避難用の照明の配置図を追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACY の管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
	<div style="border: 1px dashed black; height: 700px; width: 100%;"></div>	<p>原子炉運転に伴い避難用の照明の配置図を追加</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">別図第 4 (その 2) STACY の避難用の照明の配置図 (実験棟中地下 1 階平面図)</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACYの管理） 新旧対照表

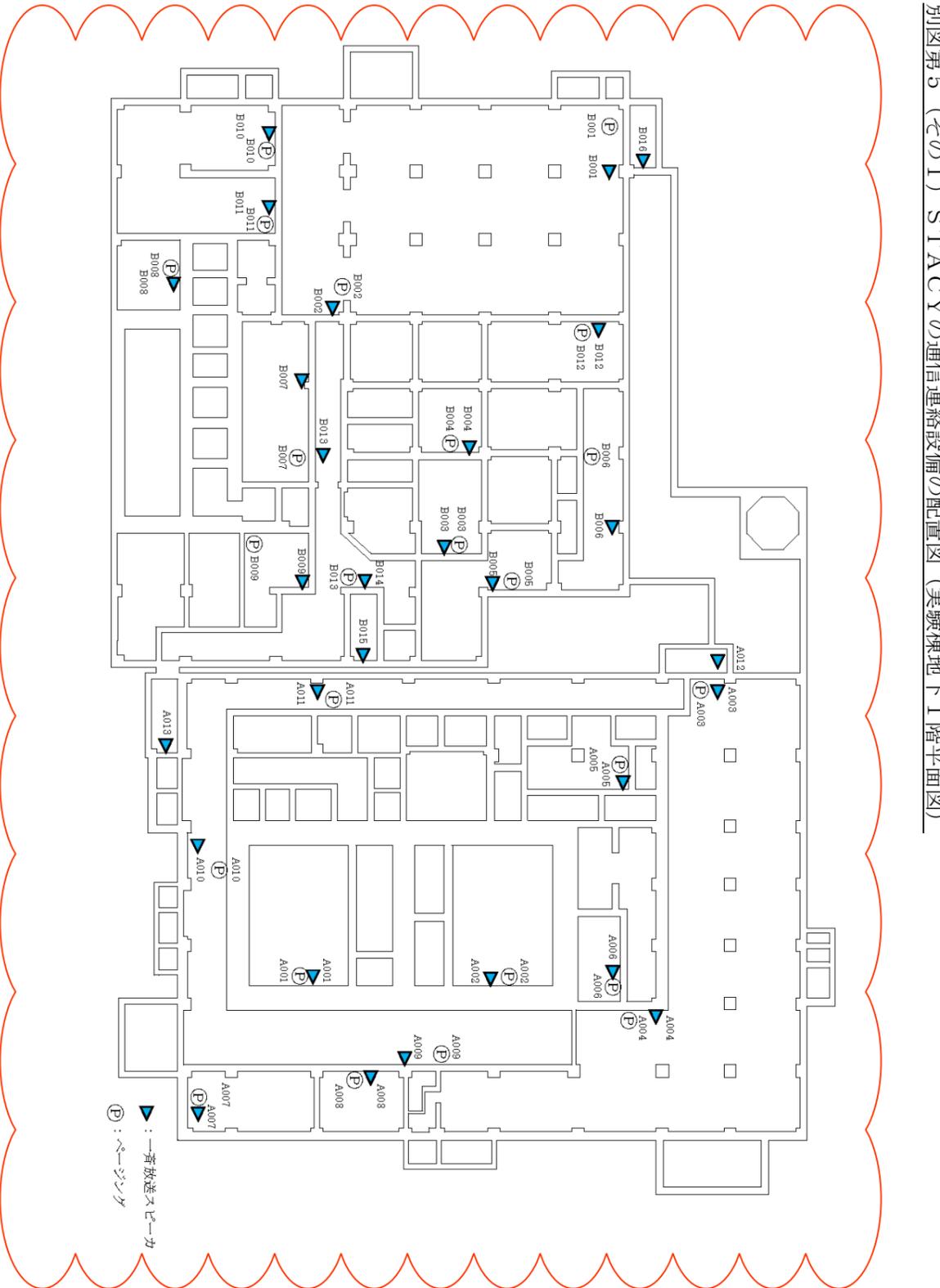
変 更 前	変 更 後	備 考
	<div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<p>原子炉運転に伴い避難用の照明の配置図を追加</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">別図第 4 (その 3) STACYの避難用の照明の配置図 (実験棟 1 階平面図)</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACY の管理） 新旧対照表

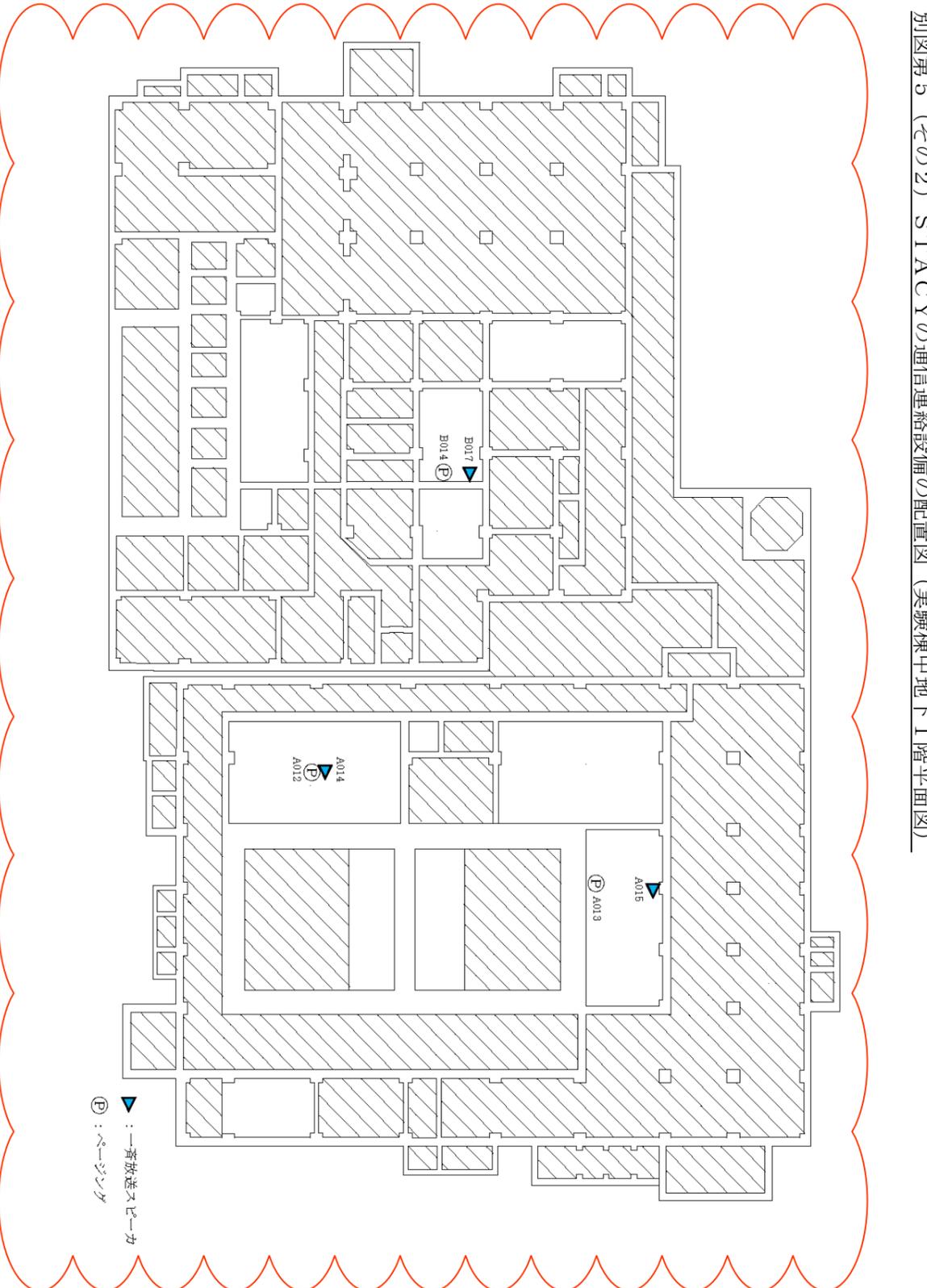
変 更 前	変 更 後	備 考
	<div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<p>原子炉運転に伴い避難用の照明の配置図を追加</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">別図第 4 (その 4) STACY の避難用の照明の配置図 (実験棟 2 階平面図)</p>

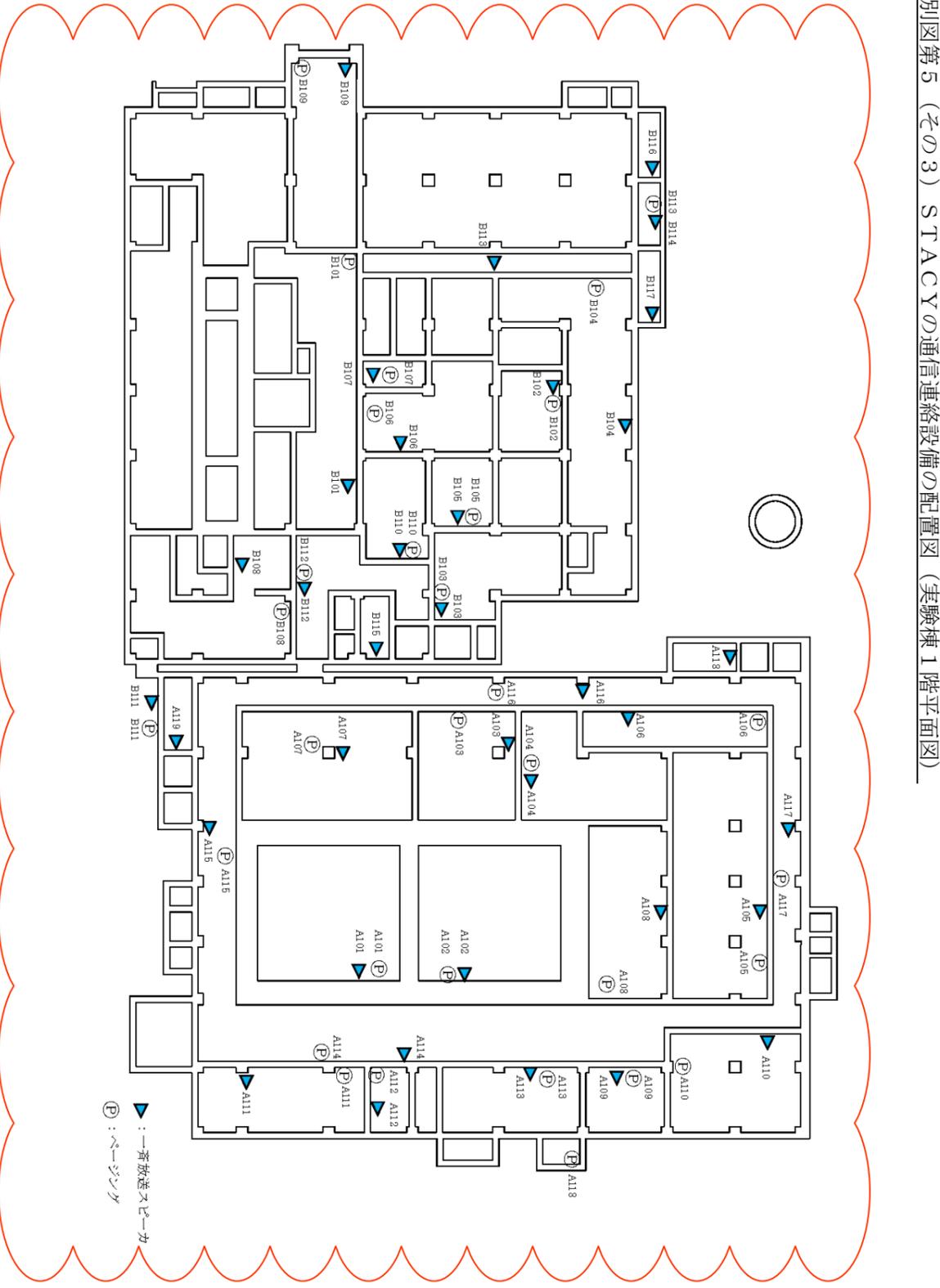
原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACYの管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
	<div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<p>原子炉運転に伴い避難用の照明の配置図を追加</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">別図第 4 (その 5) STACYの避難用の照明の配置図 (実験棟 3 階平面図)</p>

変更前	変更後	備考
	 <p>別図第 5 (その 1) STACYの通信ネットワーク設備の配置図 (実験棟地下 1 階平面図)</p>	<p>原子炉運転に伴い通信ネットワーク設備の配置図を追加</p>

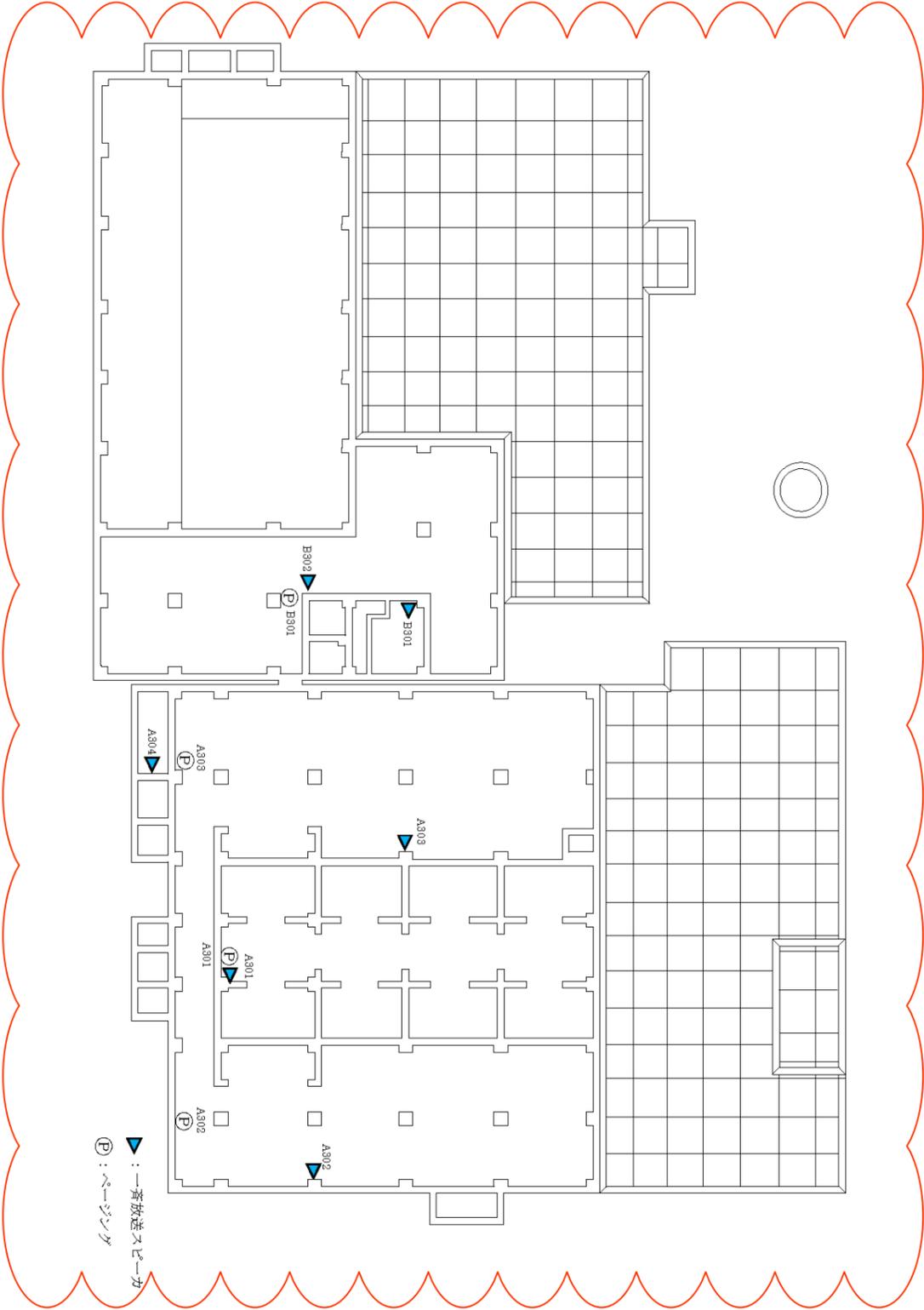
原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACYの管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
	 <p>別図第 5 (その 2) STACYの通信連絡設備の配置図 (実験棟中地下 1 階平面図)</p>	<p>原子炉運転に伴い通信連絡設備の配置図を追加</p>

変更前	変更後	備考
	 <p>別図第5 (その3) STACYの通信連絡設備の配置図 (実験棟1階平面図)</p>	<p>原子炉運転に伴い通信連絡設備の配置図を追加</p>

変更前	変更後	備考
	<p style="text-align: center;">別図第 5 (その 4) STACYの通信連絡設備の配置図 (実験棟 2 階平面図)</p> <p> ▶ (P) : 一斉放送スピーカ ● (P) : 一斉放送端末 ○ (P) : 二方向 </p>	<p>原子炉運転に伴い通信連絡設備の配置図を追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACYの管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
	<p style="text-align: center;">別図第 5 (その 5) STACYの通信連絡設備の配置図 (実験棟 3 階平面図)</p>  <p>▲：斉放送スピーカ Ⓟ：ページング</p>	<p>原子炉運転に伴い通信連絡設備の配置図を追加</p>